

平成29年美浦村告示第127号

平成29年第4回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年11月6日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 平成29年12月5日

2. 場 所 美浦村議会議場

平成29年美浦村議会第4回定例会会期日程

| 日次 | 月日 | 曜日 | 議事内容 |
|----|--------|----|---|
| 1 | 12月5日 | 火 | (開会) ○本会議 ・議案上程、提案理由説明 ・一部議案質疑、討論、採決 |
| 2 | 12月6日 | 水 | ○総務常任委員会(議案調査) ○経済建設常任委員会(議案調査) |
| 3 | 12月7日 | 木 | ○厚生文教常任委員会(議案調査) |
| 4 | 12月8日 | 金 | ○議案調査 |
| 5 | 12月9日 | 土 | ○議案調査 |
| 6 | 12月10日 | 日 | ○議案調査 |
| 7 | 12月11日 | 月 | ○議案調査 |
| 8 | 12月12日 | 火 | ○議案調査 |
| 9 | 12月13日 | 水 | ○議案調査 |
| 10 | 12月14日 | 木 | ○本会議 ・一般質問 |
| 11 | 12月15日 | 金 | ○本会議 ・議案質疑、討論、採決 (閉会) |

平成29年第4回
美浦村議会定例会会議録 第1号

平成29年12月5日 開議

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(平成29年度美浦村一般会計補正予算(第3号))

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第2号 村道路線の廃止について

議案第3号 稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更について

議案第4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第7号 美浦村光と風の丘公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 美浦村農業委員会の委員及び美浦村農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

議案第9号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 平成29年度美浦村一般会計補正予算(第4号)

議案第11号 平成29年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第12号 平成29年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第13号 平成29年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第2号)

1. 出席議員

| | | | |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 松村 広志 君 | 2番 | 竹部 澄雄 君 |
| 3番 | 葉梨 公一 君 | 4番 | 小泉 嘉忠 君 |
| 5番 | 塚本 光司 君 | 6番 | 岡沢 清 君 |
| 7番 | 飯田 洋司 君 | 8番 | 山崎 幸子 君 |

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 9番 | 椎名利夫君 | 10番 | 下村宏君 |
| 11番 | 林昌子君 | 12番 | 小泉輝忠君 |
| 13番 | 石川修君 | 14番 | 沼崎光芳君 |

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

| | |
|--------|-------|
| 村長 | 中島栄君 |
| 教育長 | 糸賀正美君 |
| 総務部長 | 岡田守君 |
| 保健福祉部長 | 秦野一男君 |
| 経済建設部長 | 北出攻君 |
| 教育次長 | 中澤眞一君 |
| 総務課長 | 吉田正己君 |
| 企画財政課長 | 平野芳弘君 |
| 福祉介護課長 | 吉原克彦君 |

1. 本会議に職務のため出席した者

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 青野克美 |
| 書記 | 木村弘子 |
| 書記 | 糸賀一志 |

午前10時02分 開会・開議

○議長（沼崎光芳君） 皆さん、おはようございます。

第4回定例会へのご参集大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は14名です。

これより、平成29年第4回美浦村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（沼崎光芳君） それでは、議事に入ります前に、村長のご挨拶をいただきたいと思います。

村長。

○村長（中島 栄君） おはようございます。

平成29年も12月に入りまして、朝夕のですね寒さも一段と身にしみる季節となってまいりました。

議員各位におかれましては、村政に携わる議員活動の中、第4回美浦村議会定例会にご参集をいただき、大変ご苦労さまでございます。

師走の行事の多い中、各自ご自愛いただき、村政発展にご尽力いただきますよう、お願い申し上げます。

国際的には、東アジアにおける北朝鮮問題は沈静化するどころか、新型の弾道ミサイルを11月29日午前3時過ぎに発射し、日本の排他的経済水域内に落下。

日本海で安全に操業する漁業者に不安を与えるばかりでなく、日本の日常生活にも、さらなる緊張感が増すばかりであります。

日・米・韓の連携は強固に、また、国連による制裁決議をあらゆる国が履行し、対話できる環境が整うことを願うばかりであります。

国内では、衆議院議員選挙が10月22日に行われ、与党・自民党が安定多数を確保したことは、国際的に不安定な問題解決には、現政権が適切であるとの判断が示された結果だと思えます。

国会では、森友学園の土地取得経過や加計学園の認可など、審議されて国民に説明することは必要であると思えます。

美浦村では、4月3日に子育て支援センターが開設して193日目の10月12日には来場者1万人を達成いたしました。

美浦村だけでなく、隣接する市町からの利用者も多いと報告を受けております。

10月11日に「茨城県うるおいのあるまちづくり顕彰事業」の平成29年度受賞式があり、地域交流館「みほふれ愛プラザ」の建設事業を行った美浦村が受賞されました。

10月13日には福島県大玉村において、平成24年8月に「災害時相互応援協定」を結んでおりました茨城町、大玉村、美浦村の3町村間で「友好交流都市協定」を新たに締結いたしました。

これは、文化交流や親善を目的として結ぶものであり、「人・もの・情報」の交流が盛んに行われることが期待されます。

11月2日から19日まで美浦村産業文化フェスティバルが開催され、本年は地域交流館にも会場を広げて行いました。

例年のごとく村内の各種団体の協力や村外からは茨城町、大玉村、地域間協定を結ぶ大洗町、新潟県の横越地区の参加をいただき、前年以上の盛況な開催ができました。

また、議員各位にもご参加、ご協力いただき、この場を借りて御礼申し上げます。

11月20日には東京国際フォーラムで、地方自治法施行が昭和22年5月に発布されてから

70周年を迎える式典が行われ、全国で120の自治体が表彰を受けました。

茨城県からは水戸市、北茨城市、鉾田市と美浦村が受賞しました。

美浦村の拠点づくりとして、地域交流館「みほふれ愛プラザ」がにぎわいあるまちづくりとして、地方創生における日本の地域再生のモデルとして紹介される事業であると思います。

今月10日には中山競馬場において、美浦ステークスが開催されますが、議員各位にも応援とご協力よろしくをお願いいたします。

あわせて美浦村の物産品の販売も行いますので、ご支援のほどよろしくお願いいたしません。

今定例会の提出案件は、諮問第1号で人権擁護委員候補者の推薦についてが1件、議案第1号で専決処分の承認を求めることについて（平成29年度美浦村一般会計補正予算（第3号））が1件、議案第2号で村道路線の廃止についてが1件、議案第3号で稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更についてが1件、議案第4号で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第5号で美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第6号で美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例が1件、議案第7号で美浦村光と風の丘公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第8号で美浦村農業委員会の委員及び美浦農地利用最適化推進委員の定数を定める条例が1件、議案第9号で美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第10号で平成29年度美浦村一般会計補正予算（第4号）が1件、議案第11号で平成29年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）が1件、議案第12号で平成29年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）が1件、議案第13号で平成29年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）が1件の14案件であります。

議員各位におかれましてご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長の挨拶が済んだところで直ちに議事に入ります。

○議長（沼崎光芳君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

7番議員 飯田洋司君

8番議員 山崎幸子君

9番議員 椎名利夫君

以上、3名を指名いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から15日までの11日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から15日までの11日間と決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

この案件は、人権擁護委員候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員につきましては、村の推薦により3名の方が法務大臣より委嘱を受け活動されておりますが、これまで委員の一人として人権にかかわる思想の啓発や相談に当たってこられました内田光子氏が、平成30年3月31日をもって3年間の任期満了となるわけでございます。

内田氏はこの間、人権擁護委員として職務に意欲的に取り組んでこられまして、人権尊重・思想の普及高揚を図るべく、イベント会場等での啓発活動や次世代を担う小中学生が人権尊重の思想の重要性・必要性について、理解を深め豊かな人権感覚を身につけさせたいとの思いで行っている小中学校での人権教室など、熱意をもって意欲的な活動をされてきたところでございます。

これらの労を惜しまないご活躍を思いますとき、人権擁護委員として適任であるとの考えから、引き続きその候補者として推薦いたしたくご提案申し上げます。

既にご承知の方もおられるかと思いますが、内田氏の経歴・人となりを簡単に申し上げますと、美浦村大谷にお住まいで、昭和22年3月15日生まれ、現在70歳でございます。

昭和42年3月に日本体育大学女子短期大学体育学部を卒業され、同年5月に学校教諭として土浦市立第四中学校に勤務されてから、平成19年3月31日の定年退職までの間、県南地域の公立中学校8校に勤務し、40年間にわたり子供たちと向き合い、養った親しみやすさ、誠実さ、人権を尊重した正義感、忍耐強さなどの感性はすばらしいものがございます。

定年退職後も公立中学校の非常勤講師として約5年間にわたり勤務された経歴を持ち、平成24年4月1日から人権擁護委員として委嘱され活動をされております。

内田氏は、これまでの経歴から地域に精通しており、人権問題に対する経験・識見が豊富であり、人権感覚にすぐれ、地域社会でも信頼され、熱意のある方でございます。

以上のことから推薦をいたしたく、ご審議のうえご同意をお願い申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり適任と認めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任と認め、答申することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度美浦村一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

9月28日の衆議院議員解散に伴い、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に必要な予算の計上が必要となりましたので、平成29年度美浦村一般会計補正予算（第3号）を地方自治法第179条第1項の規定により、9月28日に専決処分を行いましたので、同条第3項に基づき、報告をするとともに承認をお願いするものでございます。

それでは専決処分を行った平成29年度美浦村一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ942万6,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を55億2,114万5,000円とするものでございます。

それでは補正予算事項別〔「55億2,144万5,000円。」と呼ぶ者あり〕

○村長（中島 栄君） 2,144万5,000円すいません。

2,144万5,000円です。

それでは、補正予算事項別明細書に基づき、歳出予算のほうからご説明申し上げます。
11ページをお開きいただきたいと思います。

総務費の選挙費では、新たな目として、衆議院議員選挙費を設け、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に必要な経費として、総額942万6,000円の衆議院議員選挙費を計上いたしております。

なお、財源としまして、備品購入費の32万4,000円に対しては、補助率9分の5の18万円、その他の経費の910万2,000円に対しては、補助率10分の10の910万2,000円の衆議院議員選挙委託金が交付されております。

続きまして歳入について、歳入予算についてご説明申し上げます。

前のページをお開きいただきたいと思います。

県支出金の県委託金では、総務費県委託金で、衆議院議員選挙に関連する経費の財源としまして、衆議院議員選挙委託金928万2,000円を新規に計上いたしております。

次の繰入金の基金繰入金では、財政調整基金繰入金で、衆議院議員選挙費の一般財源分といたしまして、14万4,000円の増額補正を行い、繰入予算額を7,998万1,000円といたしております。

以上、専決処分を行いました平成29年度美浦村一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

専決処分につきまして、ご承認のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第5 議案第2号 村道路線の廃止についてから、日程第16

議案第13号 平成29年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）までの12議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第2号から議案第13号について、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第2号からご説明いたします。

議案書の17ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号 村道路線の廃止について提案理由のご説明を申し上げます。

今回、村道路線の廃止をお願いするのは、村道1711号線でございます。

18ページの廃止路線位置図をごらんいただきたいと思います。

位置図のほぼ中央に黒マル・矢印で表示しております。

国道125号大谷交差点から、JRA美浦トレーニング・センター方面に延びる村道102号線と、現在、工事が進められている国道125号バイパスとの交差点付近に位置する村道でございます。

村道102号線から東南東の方向に延びる、延長54メートルの未舗装の道路であり、排水路（高橋川）により行きどまりとなっているため、一般の方は通行されておらず、今後も同様の利用状況と考えられる村道でございます。

今般、村道1711号線に接する土地の地権者から、村道の払い下げの申請がありましたので、美浦村村有財産管理委員会において、審議を行いましたところ、払い下げを「可」とする結論に至りました。

今後、払い下げの手続を進めるに当たりまして、村道1711号線の廃止をお願いするものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第3号 稲敷地方広域市町村圏事務組合の規約の変更についてご説明申し上げます。

19ページをお開きいただきたいと思います。

組合格約第3条、組合の共同処理する事務のうち、第1号に掲げている広域市町村圏計画の策定及び連絡調整に関することについては、国が示してきた広域行政圏計画策定要綱に基づき、組合では、広域市町村圏計画を発足時から策定し、改訂を重ね、平成19年度に、平成20年度から平成29年度までを計画期間とする、第5次稲敷地方広域市町村圏計画を策定いたしました。

しかしながら、現計画策定後の平成20年12月26日に総務省から、社会情勢の変化や市町村合併等の進展により、都道府県知事が圏域を設定し、行政機能の分担等を推進してきた広域行政圏施策は当初の役割を終えた。

併せて、広域市町村圏計画策定の根拠であった広域行政圏計画策定要綱は、平成21年3月31日をもって廃止するものとし、今後の広域連携のあり方は、地域の実情に応じて、関係市町村の自主的な協議により、事務事業を取り組むことが適当とされました。

このようなことから、組合においては現計画を期間終了年度をもって、広域市町村圏計画策定を廃止するため、組合同約第3条第1号の削除改正をするものであります。

なお、組合においては、引き続いて広域組合としての役割を十分踏まえ、広域的事業としてふさわしい新たな事務事業の展開については、関係市町村と協議を行い、組合の共同処理する事務として、その役割を果たしていくものであります。

また、組合の共同処理する事務である、消防・水防・研修に関する事務についても個別計画を定め事業を進めておりますが、時代に即した計画の見直しを行っていくものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

20ページをお開きいただきたいと思います。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に規定する個人番号利用事務を行うため、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第5号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

23ページをお開きいただきたいと思います。

雇用保険法の一部を改正する法律の施行による地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第6号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

25ページをお開きいただきたいと思います。

現在美浦村では、4月、6月、8月、10月、12月、2月の6期に分けて国民健康保険税の納期を定めているところであり、所得の確定してない4月、6月につきましては、前年度の賦課額をもとに賦課する徴収の特例を設けております。

この徴収の特例、いわゆる暫定賦課では、賦課額が前々年の所得に応じたものとなり、前年中の所得が減少している世帯では、支払いが困難な額が賦課されている場合があります。

また、本算定後の額が前年度の額より大幅に減少し、還付金が発生することが多いことから、徴収の特例をなくし、納期の改正を行うものであります。

県内の市町村を見ましても、所得の確定前に賦課している市町村は、本村を含め4市町村と少なく、納期数についても8期、9期の市町村数は39市町村あり、ほとんどが本算定後ほぼ毎月の納期となっております。

改正により、所得確定後の賦課による課税額の明確化が図られ、納期数をふやすことにより、被保険者の每期ごとの負担が軽減できるものと考えております。

なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

以上、美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第7号 美浦村光と風の丘公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

27ページをお開きいただきたいと思います。

現在、光と風の丘公園において、野球大会を開催する際に選手が、ウォーミングアップする場所として同時に多目的競技場を貸し出してあります。

この場合、野球場使用する団体が多目的競技場を予約することから、同競技場の使用を希望する団体が使用できない状況となっております。

このため、現在全面のみの貸し出しに加え、反面ずつの貸し出しを行うことにより、同競技場の有効活用を図ろうとするものでございます。

改正の内容といたしまして、多目的競技場の貸し出し単為は別表において全面のみの表記となっておりますので、反面使用の表記を追加いたしたいと思います。

なお、本競技場には仕切りがないため、二つの団体が半分ずつ使用する際は、ロードコーンやロープで仕切るとともに、お互いの安全確保に努めていただくよう周知のうえ貸し出してまいりたいと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第8号 美浦村農業委員会の委員及び美浦村農地利用最適化推進委員の定数を定める条例についてご説明申し上げます。

28ページをお開きいただきたいと思います。

この条例は、農業委員会等に関する法律改正法が平成28年4月1日に施行されたことにより、農業委員の任命につきまして、これまで選挙制と村長の選任制の併用で行われていましたものを、議会の同意を得て村長が任命することとなりましたことに加え、農業委員とは別に各地域において、農業利用の最適化を推進する「農業利用最適化推進委員」が新設されましたことに伴い、各委員の定数を定めるため提案するものでございます。

条例の内容につきましては、第2条で農業委員の定数を11人とし、第3条で農地利用最

適化推進委員の定数は10人とするものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日は、現在の農業委員の任期満了日の翌日の平成30年7月29日から施行するものとし、第2項により「美浦村農業委員会の委員の定数に関する条例」は、廃止するものといたします。

以上、美浦村農業委員会の委員及び美浦村農地最適化推進委員の定数を定める条例の提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

続きまして、議案第9号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

30ページをお開きいただきたいと思います。

この条例は、先ほど議案第8号でご説明申し上げます美浦村農業委員会の委員及び美浦村農地利用最適化推進委員の定数を定める条例により設置されます農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償について定めるため提案するものでございます。

条例の内容につきましては、別表第1で会長、会長代理及び委員の報酬額を現行の報酬額より6,000円減額し、能率給として6,000円以上4万7,000円以下で、村長が定める額を加算するものでございます。

また、新たに設置される農地利用最適化推進員の報酬額につきましては2万500円とし、能率として6,000円以上4万7,000円以下で村長が定める額を加算した額とするものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日は、現在の農業委員の任期満了日の翌日の平成30年7月29日から施行するものといたします。

以上、美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

続きまして、議案第10号 平成29年度美浦村一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

32ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ8,129万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億273万9,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、扶助費等社会保障費の過不足調整及び緊急性を要する事業につきまして計上をいたしております。

次に、第2条の債務負担行為の補正では、本年度内に契約するもので、契約期間が次年度以降になる各種事務委託料について、35ページから36ページにかけて、第2表のとおり、債務負担行為の追加をお願いいたしております。

それでは、特に補正額の大きなもの、重要と思われるものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

41ページをお開きいただきたいと思います。

民生費について申し上げます。

社会福祉費の社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計繰出金で、保険給付費の増加等による財源不足分として、その他繰出金で1,304万8,000円の増額補正をお願いいたしております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

次に、老人福祉費では、介護保険特別会計繰出金で、介護給付費の増加等により947万5,000円の増額補正をお願いいたしております。

次に、障がい者福祉費では、障がい者自立支援給付事業費で、平成30年4月の法改正に対応するためのシステム改修費の29万2,000円を計上し、過年度分の医療費の請求が今年度にあったこと等により、厚生医療費110万5,000円の増額、障がい者福祉サービス利用者の増等により、障がい者福祉サービス費532万5,000円の増額補正を行い、また平成28年度の当該事業費国庫負担金の精算による国庫支出金等返還金416万4,000円を計上いたしております。

次の障がい児通所給付事業費でも、障がい児福祉サービス利用者の増等により、960万6,000円の増額補正をお願いいたしております。

次の老人医療給付費では、後期高齢者医療広域連合会連合事務費で、平成28年度の医療療養給付費負担金が確定したことに伴い、不足分がありましたので精算金として968万4,000円を計上いたしております。

次の医療福祉費では、医療給付事業費で、現物分医療費に不足が見込まれるため、600万円の増額補正をお願いいたしております。

次の、児童福祉費の児童福祉総務では、子ども・子育て支援事務費で、本村から他市町村の保育所へ預ける保育児の委託料につきまして、本年度の実績等を勘案し、予算の見直しを行い、過不足の調整を行っております。

次の、施設型給付事業費と地域型保育事業費では、本年度の実績等を勘案し、予算の見直しを行い、過不足の調整を行うとともに、平成28年度の当該事業費県負担金の精算による県支出金等返還金の計上をいたしております。

続いて、農林水産費について申し上げます。

44ページをお開きいただきたいと思います。

農業費の農業振興費では、園芸作物振興事業費で、JAかすみが行う堆肥のペレット化事業に対する、いばらきの園芸産地改革支援事業補助金416万6,000円を計上いたしております。

なお、この補助金につきましては、補助率10分の10の農業改革推進総合対策事業費補助金を財源といたしております。

次に、新規事業としまして、地域産品直売場運営費を設け、みほふれ愛プラザの地域産品直売所に対する運営費補助金700万円を計上いたしております。

続いて、商工費について申し上げます。

観光費では、観光振興事業費で、美浦村PR用みほ一すグッズ製作のため、美浦村観光協会に対する補助金について106万5,000円の増額補正をお願いいたしております。

続いて、土木費について申し上げます。

道路橋梁費の道路維持費では、道路維持補修事業費で、緊急性を要する村道及び排水路の補修工事の増加により、工事費に不足が見込まれるため、500万円の増額補正をお願いいたしております。

続いて、教育費について申し上げます。

教育総務費の事務局費では、認定こども園の給付費につきまして、本年度の実績を勘案し、予算の見直しを行い、過不足の調整を行っております。

最後に、公債費について申し上げます。

45ページをお開きいただきたいと思います。

公債費では、平成18年度に借入れを行った減税補てん債及び臨時財政対策債の利率見直し及び平成28年度借入額の確定等により、元金償還費で95万3,000円の増額補正、利子償還費で608万2,000円の減額補正をいたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

39ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、分担金及び負担金について申し上げます。

負担金の民生費負担金では、保育所入所児保育料で、本年度の実績等を勘案し増減の調整を行っております。

次に、県支出金について申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

県補助金の教育費県補助金では、認定こども園の教育認定の給付費に対する子どものための教育・保育給付費地方単独費用県補助金で、本年度交付見込分267万円と、平成28年度精算による追加交付分199万円を合わせた466万円の計上をいたしております。

なお、その他の国庫支出金、県支出金については、歳出予算で申し上げたもの、歳出予算の増減に伴うものが主なものとなっておりますので、個々の説明は省略をさせていただきます。

次に、繰入金について申し上げます。

特別会計繰入金では、電気事業繰入金で、平成28年度電気事業会計の剰余金の処分につきまして、9月の議会定例会において、一般会計へ繰出金として議決をいただいた3,819

万円の計上をいたしております。

基金繰入金では、財政調整基金繰入金で、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして2,172万4,000円の増額補正を行い、繰入予算額を1億170万5,000円といたしております。

次に、諸収入について申し上げます。

受託事業収入では、民生費受託事業収入で、本村保育所で他市町村からの保育児の受け入れに対する子ども・子育て支援費につきましても、本年度の実績等を勘案し295万6,000円の減額補正をいたしております。

以上、今回の平成29年度美浦村一般会計補正予算（第4号）の主な概要についてご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第11号 平成29年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

52ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,304万8,000円を追加し、補正後の予算総額を22億4,535万円とするものでございます。

それでは、補正予算のないようにつきまして、事項別明細書により、歳出よりご説明申し上げます。

58ページをお開きいただきたいと思います。

第2款 保険給付費の第1項 療養諸費、第2目 退職被保険者等療養給付費につきましては、これまでの支払い額から今年度の支払い見込み額を推計した結果、予算額に余裕が見込まれるため、2,575万2,000円の減額補正、第3目 一般被保険者療養費につきましては、これまでの支払い額から今年度の支払い額支払い見込み額を推計した結果、予算額に不足が見込まれるため、172万5,000円の増額補正をするものであります。

続いて、第2項 高額療養費 第1目 一般被保険者高額療養費では、これまでの支払い額から今年度の支払い見込み額を推計した結果、予算額に不足が見込まれるため、3,677万5,000円の増額補正をするものであります。

次の第11款 諸支出金の第1項 償還金及び還付加算金につきましては、一般被保険者の保険税還付金に不足が生じたことから、30万円の増額補正をするものです。

続きまして、57ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入関係についてご説明申し上げます。

第9款 繰入金の第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金、第5節 その他繰入金につきましては、先ほど歳出でご説明しました保険給付費の増額補正等により、財源として充てるため、1,304万8,000円増額補正をお願いするものでございます。

以上が、歳入歳出補正予算の内容となっております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、平成29年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

59ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、第1条では歳入歳出それぞれ987万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億8,861万8,000円としております。

次に、第2条では、債務負担行為の追加を第2表のとおりお願いするものでございます。内容につきましては、62ページをお開きいただきたいと思います。

第2条の債務負担行為の追加につきましては、平成30年度の予算執行に当たり、今年度中に契約が必要な経費としまして、公共下水道事業施工管理業務委託契約の満了に伴う再委託料、大型フルカラーコピーシステムの賃貸借契約満了に伴う再リースの賃借料、デジタルコピー複合機の新規への変更に伴う賃貸料及び保守管理委託料について、債務負担行為の期限及び限度額の設定をお願いするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算につきましては、事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。最初に、歳出予算から申し上げます。

66ページをお開きいただきたいと思います。

今回の歳出補正予算につきましては、下水道費の公共下水道事業費につきまして、国庫補助金の増額等を含めた事業費の調整を行い、工事請負費で987万4,000円の増額補正をお願いいたしております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

65ページをお開きいただきたいと思います。

公共下水道事業費の増額補正による充当先の見直しにより、受益者負担金の歳入について520万円の増額補正を、国庫補助金につきましては、補助額の変更を行いまして418万7,000円の増額補正を、繰入金の基金繰入金について48万7,000円の増額分補正をお願いするものでございます。

以上、議案第12号 平成29年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の歳入歳出についてご説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

続きまして、議案第13号 平成29年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

67ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正については、歳入歳出それぞれ6,870万円増額しまして、予算総額を11億2,890万6,000円とするものでございます。

それでは、保険事業勘定の歳出についてご説明申し上げます。

75ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、保険給付金給付費について、要介護認定者の増加及び要介護度の重度化に伴い、当初見込みより保険給付費の増加が見込まれるため、介護サービス等諸費の施設介護サービス給付費に6,400万円、居宅介護住宅改修費に100万円、居宅介護サービス計画給付費に200万円。

高額介護サービス等費の高額介護サービス費に170万円の計6,870万円を増額計上いたしております。

次に、地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費について、介護予防ケアマネジメント事業費に60万円、高額介護予防・生活支援サービス費に4万円を増額計上しております。

また、それに伴い通所型サービス事業費について64万円を減額計上いたしております。続きまして、保険事業勘定の歳入についてご説明申し上げます。

73ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、国庫支出金の介護給付費負担金現年度分について、当初見込みより保険給付費の増加が見込まれるため、278万3,000円を増額計上いたしております。

同様に、国庫支出金の介護給付費負担金過年度分について741万7,000円を増額計上しております。

次に、国庫支出金の介護給付費調整交付金について、当初見込みより保険給付費の増加が見込まれるため、242万5,000円を増額計上しております。

次に、支払い基金交付金の介護給付費交付金について、当初見込みより保険給付費の増加が見込まれるため、1,876万円を増額計上いたしております。

次に、県支出金の介護給付費負担金限年度分について、当初見込みより保険給付費の増加が見込まれるため、506万2,000円を増額計上しております。

同様に、県支出金の介護給付費負担金過年度分について、651万3,000円を増額計上いたしております。

次に、一般会計繰入金の介護給付費繰入金について、当初見込みより保険給付費の増加が見込まれるため、837万5,000円を増額計上しております。

次に、一般会計繰入金のその他一般会計繰入金について、介護サービス事業勘定繰入金が減額されたことにより、110万円を増額計上しております。

次に、基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金について、当初見込みより給付費の増加が見込まれるため、1,566万5,000円を増額計上しております。

次に、繰入金の介護サービス事業勘定繰入金について、介護サービス事業勘定の地域支援事業繰出金、保険勘定繰出金が減額されたことにより、110万円を減額計上しております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

諸収入の第三者納付金について、茨城県国民健康保険団体連合会より、第三者行為にか

かわる損害賠償金の納付が見込まれるため、170万円を増額計上しております。

続きまして、介護サービス事業勘定の歳出についてご説明申し上げます。

78ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、新予防給付ケアマネジメント事業費の業務委託料について、当初見込みより業務委託料の増加が見込まれるため、110万円を増額計上しております。

また、それに伴い、地域支援事業繰出金の保険勘定繰出金について、110万円を減額計上しております。

以上、平成29年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

以上、議案第2号から議案第13号について、一括してご説明を申し上げます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 村長、続いての提案理由の説明大変ご苦労さまでした。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

なお、この後、学校教育課から説明があるということですので、11時20分から委員会室のほうにご参集よろしく申し上げます。

午前10時59分 散会

平成29年第4回
美浦村議会定例会会議録 第2号

平成29年12月14日 開議

議案

一般質問

1. 出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 松村広志君 | 2番 | 竹部澄雄君 |
| 3番 | 葉梨公一君 | 4番 | 小泉嘉忠君 |
| 5番 | 塚本光司君 | 6番 | 岡沢清君 |
| 7番 | 飯田洋司君 | 8番 | 山崎幸子君 |
| 9番 | 椎名利夫君 | 10番 | 下村宏君 |
| 11番 | 林昌子君 | 12番 | 小泉輝忠君 |
| 13番 | 石川修君 | 14番 | 沼崎光芳君 |

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

| | |
|--------|--------|
| 村長 | 中島栄君 |
| 教育長 | 糸賀正美君 |
| 総務部長 | 岡田守君 |
| 保健福祉部長 | 秦野一男君 |
| 経済建設部長 | 北出攻君 |
| 教育次長 | 中澤眞一君 |
| 総務課長 | 吉田正己君 |
| 企画財政課長 | 平野芳弘君 |
| 住民課長 | 武田すみ江君 |
| 福祉介護課長 | 吉原克彦君 |
| 健康増進課長 | 糸賀育代君 |
| 都市建設課長 | 吉田公一君 |
| 経済課長 | 木鉛昌夫君 |
| 生活環境課長 | 高橋利夫君 |

生涯学習課長 木村光之君

1. 本会議に職務のため出席した者

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 青 野 克 美 |
| 書 | 木 村 弘 子 |
| 書 | 糸 賀 一 志 |

午前10時00分 開議

○議長（沼崎光芳君） 皆さんおはようございます。

第4回定例会へのご参集大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は14名です。

これより、平成29年第4回美浦村議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（沼崎光芳君） 直ちに議事に入ります。

日程第1 通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い発言を許します。

最初に、飯田洋司君の一问一答方式での一般質問を許します。

飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） おはようございます。

7番飯田、通告書に従い、三つほど質問をしたいと思います。

まず初めにですね、以前にも質問しましたが、ふるさと納税について質問いたします。

現在までの納税実績と返礼品実績、平成27年度、28年度、村のホームページに載っていませんけれども、その詳細を伺いますので、ご答弁よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 岡田 守 総務部長。

○総務部長（岡田 守君） おはようございます。

また、美浦大学の皆様、大変ご苦労さまでございます。

それでは、飯田議員の質問にご答弁申し上げます。

現在、返礼品を提供していただいている事業所は17事業所ございまして、返礼品の種類は169種類をご用意いたしております。

今年度の11月末日までの返礼品につきましては489品を返礼いたしており、人気のある商品はつくば鶏もも肉、半透明ごみ袋、蓮根豚焼肉用、美浦そだち、蓮根などとなっております。

ります。

また、給付金の実績でございますが、平成27年度は12月から3月末日までの4カ月で987件、2,164万3,210円の実績であったのに対し、平成28年度につきましては12カ月で624件、1,753万8,000円と前年比マイナス410万5,210円という実績となっております。

今年度につきましても4月から11月末日の8カ月間で252件、648万500円という寄附額となっております、12月が一番寄附の多くなる月でございますが、昨年度の実績までは見込めない状況です。これは、本村は寄附額に対して、概ね3割の返礼品としているのに対し、一部の自治体が高額な返礼をしていることも影響しているものと思われまます。総務省が過度の返礼品競争を控えるようにと要請したものの、実際その効果はあらわれているとは言えない結果となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

本当になかなかね、国の指導を受け入れづらいっていうのもね、各自治体の大変貴重な財源になっているのも現実で、現在、平成30年度の本村もそうですけども、予算編成の時期でございます。

今年、国の方針で返礼率を30%という指導はありますけども、実際、守れるかどうか大変疑問でございます。本村は正直に30%にしているようですが、来年、年明けてからどういう結果になるのか、ちょっと国の指導が行き渡るとはとても思えない状態でございます。茨城県でも返礼率30%、しっかり指導を受けてやっている市町村、現実にふたをあけてみたら20市町村以下かもしれないというのが現実かなと思っております。

そこでですね、現在、3年続けて減っております。納税額をふやすための方法、対策、対応などをお伺いします。

よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 岡田 守 総務部長。

○総務部長（岡田 守君） 飯田議員のご質問にお答えを申し上げます。

平成29年度は、返礼品提供事業所を5事業所追加いたしまして、返礼品の充実を図りました。

また、NHK出版、9月発行のきょうの料理、11月発行の朝日新聞夕刊の折り込みに有料で広告を掲載をさせていただいております。

しかし、ふるさと納税が本来の目的である、自分のふるさとや好きな町に対して、その返礼品を役立ててほしいという願いで寄附をするという観点から、ほぼ返礼品を目的に寄附するという流れに変わってきております。

また、ふるさと納税ポータルサイトからの、給付が主流となっている現状ですので、今後は、納税額の多い自治体の返礼品やウェブサイトの見せ方などを参考に、さらなる調

査・研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 総務部長のおっしゃるとおりでございますね。

よくテレビ新聞などで報道をされていますけども、我が市は、テレビ、その他電気製品がありますので100%返礼しているというところもございます。内容を聞くと、最終的には3月の決算時に、そういうところからの税収があるので、全部が全部返礼品ではないというようなことを胸を張って言っている市町村もございます。実際、そういうところがある。産業がたくさんあるところでしたらば、そういうこともできると思いますけども、本当ではちょっと、産業は少ないのでね、なかなか難しいのかなと思っております。

今の答弁、本当に前回質問させていただきました内容よりも随分前向きになってきているなと思っております。しかし、実質下がってしまして、このままいくと今月、12月ですけども、毎年この時期になると駆け込み需要というのが大変出てきます。対応がね、今言った対応がうまくいっていただければ今月のふるさと納税額は1,000万くらいないと、来年3月に締めたときの納税額は多分下がるのかなと。総務部長も言っているように、このままの状態だと下がり続けるのかなと思っております。どういう結果になるか、あと残すところ2週間くらいしかありませんので、新年度になって早々にでも結果報告をここでお願いしますが、何とか上がるような形で、本村も職員、議員皆さんでね知恵を絞って、ふるさと納税額がふえるような再度、検討・努力していただきたいなと思っております。

そこですね、平成30年度、ことしも残すところありませんが、来年度ですけども、納税額の目標額というものを示せないのか、お伺いしたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（沼崎光芳君） 岡田 守 総務部長。

○総務部長（岡田 守君） 飯田議員のご質問にお答えを申し上げます。

平成30年度の目標といったところでですね、額を示せないかというご質問でございますが、目標額というのは特に決めてございませませんが、平成30年度につきましては2,000万円を当初予算として、返礼品提供事業者と連携を図っていきたいというふうに考えてございます。

寄附額がふえれば、行政としては喜ぶべきことですし、返礼品もふえ、地元提供事業者も潤うわけでございますから、歳入が2,000万円を上回るように努力をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） ふるさと納税への増税額に対してね、総務課と企画財政課だけで負担でね、やってくれていうもの大変難しいとは思いますが。まして私が議員になってか

らね、なかなか財政難ということですからずっと来ていましたけども、本当に厳しいのかなど。最近つくづく思っております。

そこで提案ですけども、総務課だけではなくてね、全庁で知恵を出してもらってということで、期間限定でもよろしいですから、ふるさと納税プロジェクトを立ち上げることは考えないのかお伺いします。

○議長（沼崎光芳君） 岡田 守 総務部長。

○総務部長（岡田 守君） 飯田議員ご提案のとおり、ふるさと納税のプロジェクトチームを全庁で立ち上げることは可能ではありますが、納税額を上げるためには、返礼品の内容、そして、返戻率を上げることが最も効率的であると考えます。

先ほど返礼品の中でも述べましたが、半透明ごみ袋が返礼品の上位に入っております。最初は我々もなぜだろうと疑問を持っておりましたが、東京23区の指定ごみ袋が廃止され、半透明袋であればどれでもごみ出しに使えるということと、他自治体と競合しない返礼品であることが理由だということわかりました。このように、目先を変えることで、その商品価値が高まることわかりましたので、職員からアイデアを寄せてもらい返礼品の掘り起しを行うとともに、返戻率についても、さらに検討を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 総務部長、内容の濃い答弁ありがとうございます。

前の質問答弁の中で、人気のある商品が第2位で半透明ごみ袋と答弁いただきました。私も半信半疑でなぜなのかなと思いましたが、答弁で納得をいたしました。ふるさとポータルサイトで返礼品の見せ方、消費者が欲しがるような返礼品の掘り起こし、産業の少ない本村ですが、職員と議会、知恵を出しながら、ふるさと税がふえるよう、今後とも研究を継続していただくようよろしくお願いします。この半透明ごみ袋は、ひょっとするとね、来年度にでも美浦村もそうしろなんてなった時は、いろいろと諸問題が出ると思っておりますけども、半透明に関しては本当にいいところに目をつけたなと思っております。

今後もしいろいろ調べていただいて、本村だけのものをとはいかないでしょうけどもね、研究して何とか納税額を増額するようお願いしたいと思っております。

続いて、次の質問に移ります。

以前、1年前にもマイナンバーについて質問させていただきました。

現在までのですねマイナンバーの本村での登録、また登録をふやすための計画などを伺いたないので、ご答弁のほうをよろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 岡田 守 総務部長。

○総務部長（岡田 守君） それでは、飯田議員ご質問のマイナンバーカードの交付状況についてお答えを申し上げます。

平成29年10月31日現在、地方公共団体情報システム機構へのカード交付申請件数が1,753件、役場で交付前設定済件数が1,597件、住民へのマイナンバーカードの交付件数は1,451件、村民全体の9.2%となっております。

次に、マイナンバーカードの取得促進のための計画といたしましては、カードの交付に際して、第2、第4水曜日に窓口開庁時間を19時まで延長、12月から3月まで月1回日曜日午前8時30分から午後0時30分まで休日交付窓口の設置とタブレット端末を利用して無料で写真撮影を行い、カード申請をお手伝いをいたしております。

また、ホームページ、広報紙でお知らせし、確定申告会場でのPRを図ることを計画しております。

また、村民の皆様を優先してマイナンバーカードの交付を行ってまいりましたので、役場職員の取得がおくれておりました。

今後は、職員に対し率先して申請するよう呼びかけるとともに、職員のご家族やご親戚、ご友人等にも積極的に声をかけていただき、取得率が少しでも向上するよう努力をしていきたいと考えております。

議員各位におかれましても、お声かけをお願いするとともに、また申請されていない方につきましては、取得にご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、本日傍聴されている美浦大学の皆様もよろしくご協力をお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 掲載した資料をちょっと見ていただきたいなと思うのですが、大変便利なものだなと思っております。

前回質問のときと登録率がさほど変わってないと。今、部長が言いましたように、職員が率先してね、議員、そして議員の家族も全て何とか協力してもらおうという形で、私も重ねてお願い申し上げます。傍聴していただいている方も、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

ビッグタブレットにもあるようにですね、マイナンバーを登録することによって、いろいろな形での行政サービスが受けられるということもそうですけれども、それもちょっとピンと来ないのかなと。住民の方、どんな利便性があるのっていうのも確かにあると思ひます。

なかなか財政難でございますけれども、登録していただいた方限定ですね期限を設け、一つの提案でございますけれども、直売場の購入券の配布、ワンコインサービスのポイントを付加したり、また、交流館の利用券のいろいろなサービスに使えるよというようなものをできるのか検討していただけるのかどうか、お伺ひしたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

○議長（沼崎光芳君） 岡田 守 総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ご答弁を申し上げます。

何かの利便性がないとマイナンバーカード申請をしていただく方がふえていかない。飯田議員ご指摘のとおりだと存じます。現在、全国的に取得が進んでいないことを受け、政府ではマイナンバー制度利用推進を図っており、各自治体にマイナンバーカードを活用したサービスを実施してほしいと推進を図っておりますが、私どもも何から始めたらよいか苦慮しているというのが現状でございます。当然、新たにサービスを実施するためには、イニシャルコストがかかってまいります。コストに見合ったサービスを実施するために、本村として何を取り入れていくか検討を始めた段階でございます。

また、行政が実施するサービスには公平性の確保についても考慮しなければならないため、飯田議員ご提案のサービス券の配布やサービスポイントの付加も含めた中で、政府や周辺自治体の動向も踏まえ、マイナンバーカードの利活用の促進に向け検討してまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） マイナンバー登録について答弁いただきましたが、本当に難しい問題かなと思います。

「マイナンバーを使っているいろいろなことができますよ」と国のほうでもいろいろ各自治体で案を出してやってくださいということ。指導があるようですけども、本当に始まって導入されてまだ、1年、2年とかしかたっていませんのでね、これからが、本村の住民にわかってもらえるまでにもう少々時間がかかるのかなあと考えております。

そこで、以前にも質問しましたけどれも、平成31年度、優遇税制制度を使ってですね、コンビニ等でですね、各種証明書が発行できるっていうような住民サービスを何とか進めていただけたらなっていう形で質問しましたけども、その後の準備とか、平成31年度に向かったのタイムスケジュールなど、お伺いできればと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○議長（沼崎光芳君） 岡田 守 総務部長。

○総務部長（岡田 守君） 飯田議員よりご質問いただきました証明書等のコンビニ交付サービスについての現在の状況でございますが、コンビニ交付導入に関する経費の見積書を参考に、イニシャルコスト等の財源の問題、そして交付する証明書の種類について、現在検討中ございまして、今年度末までに結論を出して、来年度を準備期間とし、特別交付税措置が実施される期限の平成31年度には、以前ご答弁申し上げたとおり、コンビニ交付サービスを導入させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 確かに先ほど質問した登録率9. 何%ですか。これでもって、こ

のまま行って平成31年度に、現実にICT化してコンビニで証明書が発行できてはですね、現実に利用できる方は9.何%。当然、今からいろいろな形で登録増に関しての努力はしていただくのですけれども、仮に1倍になっても4,000人。1万6,000人ほど人口ございますのでね。やはり赤ちゃんからお年寄りまで、全ての方が同じように行政サービスをですね、公平に受けていただきたいなと思っております。

次年度平成30年度を準備期間として進めていただき、マイナンバーがですね、タブレットにもございます。

私も以前、電子手帳の件で質問させていただきました。本当にいろんな形でですねこのマイナンバーが個人の登録の証明書、免許証であったり印鑑登録証明であったり住民票であったり、そういうものをほとんどカバーできるものであるということをもっと周知していただきたいなと思っております。電子母子手帳、公共施設ウェブ予約、ボランティア、健康ポイント制度、健康増進、生涯学習、未来塾、やはり県南でもねナンバーワンの登録となるよう、いろいろと研究し対応していただきたいなと思っております。

また最近ですけれども、茨城県でもやっとなりペーパーレスという形でタブレットを使って進めております。本村と全く同じだと思います。目指す方向は同じ。今後、行政サービスの効率化を進めるためにもマイナンバーを浸透告知いただき、登録率推進のための手段を講じ、発行率100%に近づけていただきたいと思っております。県内でも本村は、ICT化議会でペーパーレス化でも最先端の本村です。ぜひ、未来の行政サービスのあり方、日本一をね目指してもらいたい。

以上、マイナンバーの質問を終了して、次の質問に移りたいと思っております。

次に、教育関係の質問でございます。

ことし4月から予算がつきまして運営しておりますけれども、新しい今までにない未来塾でございますけれども、今までの経過と今後の方針などをお伺いしたいと思います。それとですね未来塾、ことし7月からやっておりますけれども、登録数とですね、未来塾の実施回数などをお伺いします。

よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） おはようございます。

ただいまの飯田議員のご質問にお答えいたします。

12月14日きょう現在の地域未来塾の登録数は29名になります。内訳としましては、中学1年生が5名、中学2年生が8名、中学3年生が16名となります。この人数につきましては常に募集しておりますところでございますが、今月12月に入りまして3名がふえております。うち、2年生が2名、3年生が1名ふえておりますところでございます。なお、学習支援員は12名の登録となっております。今年度7月から美浦村地域未来塾を開校しており、実施回数は29回。年度内に、あと、13回を予定しております。

以上のとおり報告いたします。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 教育次長ご答弁ありがとうございます。

私の思っていたよりも随分と登録数も多いですし、事業の実施回数も予定どおり、当初予定どおりという形で進んでいるのかなと思っております。初めての事業でございますのでね指導員、そして担当者も手探りの状態かなと思っております。

そこでですね現在までの問題点、今後の方針と変更点など、今まで実施いただいた事業の中で気づいた点、伺いたいと思いますのでご答弁のほうよろしくをお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの飯田議員のご質問にお答えしたいと思います。

当事業は今年度7月から開始したものであり、教育委員会といたしましては、来年度より、よいものとしていくための課題ととらえお答えしたいと存じます。

一つ目は、地域未来塾の内容のさらなる向上です。

現在は、自主学習を基本としており、わからない箇所があったときに生徒が講師に質問する。あるいは、講師が生徒の学習状況を見回った際に、気づいたところをアドバイスするなどして未来塾を実施しています。このような中、勉強のやり方が身についている生徒は自分のペースで順調に課題をこなしていますが、まだ身につけていない生徒はうまく自主学習を進められないところが見受けられます。

今年度、議会厚生文教常任委員会で視察した、先進地であり平成24年度より6年間にわたり実施している長野県富士見町の状況を視察したところ、専任のコーディネーターを配置しておりました。コーディネーターは会場準備、募集活動、生徒管理、講師のシフト管理、講師不足のときに授業に入るほか、学校との調整業務を行っていました。

例えば、毎回学校と調整し、塾で使用するプリントを学年別に提供するなど、より学びを深くできる環境の整備に取り組んでおりました。

美浦村におきましても内容を充実させるため、コーディネーターを配置したいと考えております。

二つ目は、未来塾に生徒が出席しやすいよう、実施日や実施回数の検討です。

新たに生徒の部活動を——失礼しました。実施回数をふやす、かつ、実施日の工夫をし、より一層学びの機会を提供することを考えております。生徒の部活動を考慮し、新たに部活動のない月曜日に地域未来塾を実施することを考えています。中央公民館は月曜日が定休日であるため、地域未来塾を実施できない状況にありますが、コーディネーターを配置することにより、月曜日はふれ愛プラザの2階研修室で実施し、週2回土曜日または日曜日と月曜日に地域未来塾を実施することが可能となります。

以上、課題と捉え、学力向上のため、地域未来塾のさらなる拡充を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 私、厚生文教常任委員会のほうに所属してしまっていて、この質問に対してどうこう——本当に常任委員会委員としてですね、いうわけではございませんけれども、ことし10月ですか、ちょっと忘れちゃいましたけれども、長野県のほうに今次長が言われたとおりに研修してまいりました。本来なら、きょうタブレットに出すやつは富士見町の形で出せばよかったのしょうけれども、たまたま同じ県の板東市でやっているということなのでこれを資料として、参考資料として掲載させていただきました。本当に今の状態よりもですね、プログラムされた指導員、コーディネーターの方がいろいろと支援員、そして場所、そしてやる時間、曜日ですか、そういうものを全部コーディネートをしていただいて、1年間の事業がそつなく進展するっていう形で随分コーディネーターが役に立っていると、私も研修でまざまざと見てまいりました。

当然、今、ことし、来年ですか3月に卒業する3年生がいると思いますけども、現状、今いる子供たちに対してですね大きく背中を押してあげることになり、未来を明るくするものと思っております。ぜひね、今言ったような形で実行してもらうためにもですね、次の質問をしたいと思っております。

平成30年度、今、予算編成のまっただ中だと思いますけれども、予算化と次年度の目標など、詳細をお伺いできればと思っておりますので、ご答弁のほうをよろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの飯田議員のご質問にお答えいたします。

平成30年度の予算要望としましては、先ほど言いましたコーディネーター、学習支援員等の事業協力者謝礼が187万9,040円、消耗品費が2万5,000円、合計で190万4,040円を予算要求計上したいと考えております。美浦村地域未来塾は、今年度7月から開校したところであり、開校日数は3分の2を超えたところであります。

来年度に向けましては、自主学習に加え各学年ごとにプリントを活用し、生徒に対してこちらからも教える内容も加え、基礎学力のより一層の習得を支援してまいりますとともに、今年度以上に登録者及び出席者をふやしていくことを目標に取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） ありがとうございます。

再質問ですがちょっとね、二つほどあるのですが、今現在、登録して授業に参加してくれている生徒さんの出席率がもし、分かれば後で結構です。

それとですね、これ一生懸命教育次長が頑張ってくれてね研修。それを何とか、本村にもという形で予算、がちがちの予算編集でやっていると思っております。もしですね、100%予

算がつけば、これは本当にいいことだなと思いますけれども、ここにいらっしゃる、村長以下執行部でね今からやるのでしようけれども、もし3分の1とか2分の1とかという形で予算がですね全額つかないとか、いろいろなことがあると思うのですけれども、そういった場合、事業としてどういう考えかちょっとお伺いしたいなと思いますので、ご答弁のほうよろしくをお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの飯田議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、予算のほうでございます。予算につきましては、国、県の補助事業を導入し、やるところでございます。これにつきましては、まだ申請中ということで採択の関係はまだ届いておりません。

内容としましてはまず、補助事業の対象限度額がございます。その中から国が3分の1、県が3分の1、残りを村で負担するわけですけど、3分の1を超えた部分は村負担となるところでございます。そのような、補助事業基準額の中で美浦村が計画している内容を当てはめまして計算しているところでございます。詳細については、手元にはございませんので内容のみとさせていただきます。

あと、今年度途中でございますが出席率ということでございましたが、率のほうはちょっと計算されておりません。手元には全生徒の出席した日がわかるものを持っておりますが、個人情報、名前まで載っているものですので、ちょっとできませんが、数的に当初最初の数カ月は20名前後で推移していたところでございますが、秋ごろよりは特に登録者3年生が多いわけでございます。方向性が見えてきて自分の勉強ができる子、都合により欠席するなど、後半で15名前後から少ないときですと10名ぐらいのときもございます。

率については、なくて申しわけございません。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 本当にありがとうございます。

この事業、私が議員になって6年前から門脇教育長がいたころ何度か質問して、学校終了後ですね毎週土曜日でも中学生を集めて課外授業じゃないですけども、そういった補習みたいな形でやっていただきたいなということで質問しましたけれども、門脇教育長もですね、そのときいろいろな形で努力してやってまいりました。

やっとなことしですね、質問してから4年5年たって未来塾というものが、本当に新事業としてね待ちに待った未来塾が実施されていますのでね、これを継続するのじゃなくて、もっと発展して茨城でもナンバーワンのね未来塾。

先ほど言ったペーパーレスじゃないですけども、我々も頑張りますけども、ぜひ、教育関係者の皆さん何とか予算をつけて、すばらしい未来塾をね来年度から構築していただきたいなと思います。

私のお願いですけれども、これで質問を終わりにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、飯田洋司君の一般質問を終了いたします。

次に、山崎幸子君の一问一答方式での一般質問を許します。

山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） 8番議員、山崎です。

通告書に従い、稲敷エリア広域バスについて質問いたします。

平成29年2月4日から、実証運行をしている稲敷エリア広域バスですが、これまでの期間の月ごとと、時間帯別、そして、バス停別の乗車人数はどのようになっておりますでしょうか、お尋ねいたします。わかる範囲で結構ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 山崎議員の質問にお答えを申し上げます。

本年2月から10月末日までの別紙にございます、稲敷エリア広域バスの利用実績をご参照いただきたいと思います。

10月までの利用者数は3ルートで合計7,692人、1便当たり1.3人という結果ございました。美浦から龍ヶ崎に行っております。美浦・龍ヶ崎ルートに至ってはですね、1,941人、1便当たり1人という状況で利用者が少ないという状況が続いております。また、8月に利用者が増加してございますが、学生が夏休み中に広域バスを利用したためと思われまふ。

続いて、バス停別の利用状況をご参照いただきたいと思います。

美浦・龍ヶ崎ルートにつきましては、上りで阿見プレミアムアウトレット、竜ヶ崎一高、光と風の丘公園で乗車数が多く、竜ヶ崎駅、龍ヶ崎済生会病院、そして、竜ヶ崎一高で降車率が多いという結果となっております。また下りは竜ヶ崎駅、済生会病院、竜ヶ崎一高で乗車数多く、あみプレミアムアウトレット、竜ヶ崎一高、奥野生涯学習センターで降車率が多いという結果となっております。

これをみても美浦村に対して乗車数、降車数については、低い状況となっております。これらのバス停以外につきましては、乗降者数ともにですね1桁から2桁台にとどまっているという状況です。なお、土日の利用者数は平日に比べ特にふえたといった状況とはなっておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） 非常に詳しく、丁寧に調べていただきありがとうございます。

でも、まだまだ周知が足りないため、利用者が少ない状況のようですね。

平成29年9月4日から広域バスに乗車すると商業施設等で特典が受けられるようになりましたが、バスの良さを分かってもらい、乗車してくれる人がふえないことにはどうにも

なりません。

そこで、広域バスの無料乗車券を先着何名か配布し、体験乗車をしてもらうということ
はできないでしょうか。私たち議員も、全員で乗車を試みましたが、乗ってみたいとそ
の良さはわかりません。無料体験乗車をすれば、そこから口コミで良さが広まり、多少
なりとも乗車率の増加につながるのではないのでしょうか。

無料体験乗車実施についての見解をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 山崎議員のご質問にお答えを申し上げます。

無料体験乗車につきましては、現時点において協議会も含め検討はされておられません。

その1例といたしまして神栖市でございますが、この神栖市では高齢者や障がいのある
方などが路線バスを市内で乗車または下車をする際に、無料で利用できる福祉バスを発行
いたしました。市内に1年以上居住している60歳以上の方、身体障害者手帳の交付を受け
ている方、療育手帳の交付を受けている方等が対象となっております。

市では新たな路線といたしまして、平成28年12月1日から平成29年9月30日まで、矢田
部公民館から神栖済生会病院のこの間の社会実験バスを運行いたしました。平均乗車数
は0.95人となり、新たな社会実験のバスは終了となったということでございます。無料
で乗ることができる方がいても必ずしも乗車率は向上しないという結果となりました。

先着何名かを無料にするというのは、やはり公平性確保の面からも難しいものと考えま
すが、稲敷エリア3ルート全体の中で検討してまいりたいと考えております。また、乗車
率の向上が課題であることから、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、9月からは路線
沿いの阿見プレミアムアウトレットなどの商業施設で特典が受けられる、乗車証明書やク
ーポン引き換え券を配布し、利用者数の確保を図っております。

今後も商業施設と連携した特典制度等の積極的に創設をいたしまして、利便性を高めて
いきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、ご答弁ありがとうございます。

住民からの意見で、広域バスに乗りたくてもバス停が遠いというような声をよく聞きます。
このたび、バス停も少しふやしたようですが、美浦から乗車した場合の目的地とな
る降車バス停は、降りるためのバス停ですね、ふえたようですが、乗車するためのバス停
は余りふえていないように思います。

今後、乗車するためのバス停の増設の見込みはあるのでしょうか。それと広域バスのチ
ラシの中に、広域バスのバス停から路線バスやコミュニティーバスへの乗り継ぎ方法等の
明記はできないでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

バス停の増設につきましては、11月1日よりルート変更、延伸とともに見直しを行っており、美浦・龍ヶ崎ルートでは起終点を光と風の丘公園から、みほふれ愛プラザまで延伸し、途中、竜ヶ崎第二高校、緑町、城ノ内1丁目、龍ヶ岡公園にバス停を増設をいたしました。増設した箇所については龍ヶ崎の市内という状況でございます。また大きな変更といたしまして、江戸崎・阿見ルートで荒川沖乗り入れが可能となりました。

このようにバス停やルートの変更につきましては、見直しを行ったばかりであり、当面は変更後の状況把握に努めたいと考えております。

また、見直しを行う場合は、県南地域公共交通確保対策協議会において協議していくこととなりますので、住民からの要望があった場合など、必要に応じて協議会に要望してまいりたいと考えております。

また、広域バス停からの路線バス等への乗り継ぎ場所の明記に関しましては、協議会でパンフレットを作成し、各戸に配付をしたばかりでございます。そのパンフレットには、乗り継ぎ場所等は明記してございません。今後は、関東鉄道やJR関東などの路線バスや龍ヶ崎市、牛久市などのコミュニティーバスの停留所等が数多くございますので、それらを調査し分かりやすい明記方法等を研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、ご答弁ありがとうございます。

乗り継ぎ方法等は、今後調査をして明記をしていく方向でやっていきたいというご答弁でした。やはり、その路線図だけでは、自分の行きたいところがこの路線図の中にはないということ、そこから乗り継ぎのバス停等が明記されていて、これを使えば自分の行きたいところも行けるのだってというようなことがわかれば、もう少し乗車率も上がってくるのではないかと思いますので、その辺はよろしく願いいたします。

それと、あとは安中地区などバス運行のない地区から、地域交流館まで10人乗りワゴン車等での定期運行を設け、そこから広域バスに乗りかえられるような運行ルートを設けることはできないでしょうか。

保育所のバスも平成30年度より廃止されることとなったので、そのドライバーさんをお願いし、車も大型や中型等のバスではなく、10人乗りワゴン車等で行えば経費も抑えられ、交流館、直売場等の利用促進にもつながり、広域バスの乗車率増にもつながることになるのではないのでしょうか。

村長の見解をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 定例会再開日、大変ご苦労さまでございます。

ちょっと鼻炎で鼻づまりがありますので、お聞き苦しいところがあるかと思いますが

も、ご了承願いたいと思います。

山崎議員のですね安中地区、そして、保育所のバスの運行が保護者のほうからとの協定で、一応、廃止するということになりますけれども、先ほど答弁の中で、大体一便1人ということ、そしてまた、目的地がどこかということがこれが明確に出れば、乗車する人がふえてくるのかなというふうに思います。

とにかく、まずは常磐線につながるということが1番の課題かなと。なかなか常磐線の駅までのルートとして今の稲敷広域バスは、そこまで行ってないということがありますので、龍ヶ崎に続いて、龍ヶ崎から佐貫に抜けるという鉄道もございますけども、どうもルートを考えると時間的な部分も、土浦それから、荒川沖、ひたち野牛久のね、そこまで行く時間等を考えると、龍ヶ崎を経由していくっていうのは、ロスタイムはかなり出るのかなと。

今、デマンドでやっているのは、美浦が1番の安価で1時間に1本ですか、1日8便ということで、これを定期的にするとなると、もっと加算する部分が出てくるのかなと。議員ご存じのように大体美浦村のデマンド大体年間1,440万円ぐらいかかっております。そういうこともあって、1便ふやすと今、2便でやっていますねデマンドは、ですからその辺も考えると、定期的に出すということになりますと、これも時間的な部分も、5時以降は多分難しいだろうと。今のデマンドも、1便8時から5時以降は運行しないということもありますので、できればデマンドは1便2便は前日までの予約となっております。ですから、それ以外は当日申し込めば3便からは、その日、来ていただきますので、ぜひ、その辺は利用者がどこに行くかを考えて、まずは、常磐線のほうに行く方がどれだけ利用者としてあるか。それも一つ課題になるのかなというふうに思います。

今、デマンドで1番使われているのは、病院に行く方ですね。村内は中央病院、あとは阿見の医科大学のほうというのが1番利用者が多い。3番目に役所とか公共機関のところということなので、できれば要望として、利用をされない部分を構築してもしようがないので、その辺をうまく利用できるようなものを一緒に考えていければなど。

これも、稲敷広域バスも1便1人では、多分採算的にはあっていない。これは、県のほうの助成もいただきながら、関係する市町村が補助を出して運用しておりますけども、多分これも、もう少し利用者がふえてくれないと存続できないのではないのかなというふうに思います。そういう意味もあって、今年ですか、龍ヶ崎の市議会もこのバスを使って美浦村に来ていただきました。それと美浦村の議員も搭乗して、利用促進を図るためにやっていただきましたけども、なかなか、一般の人の利用がふえていないというのは、ちょっと残念だなというふうに思います。

それよりももっと身近に気ままに、自分の考える時間の中で動きたいという人が多分いるのかなというふうに思います。

ぜひこれは、本来であれば龍ヶ崎のほうの高校もあるので、定期便で本当はやっていた

だくのが本来であればいいのですけども、関東鉄道バス、JR東日本もそこまで採算性が合わないということで、ルートの存続はしていないということでございますので、よく調査した上で、常磐線につながる路線はこの二つのバス会社、それから、地方自治体との連携で、また今の路線を変えてでも強化をしていけるような、公共交通会議の中で意見を出していければいいかなというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、ご答弁ありがとうございます。

ぜひとも、良い方向で広域バスの存続、そして地域交流館、直売場の利用促進につながるような方向でお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

125号バイパスについてお尋ねいたします。

バイパス工事の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） ただいまのですね、山崎議員のご質問にお答えを申し上げます。

国道125号バイパスのうちですね、大谷バイパスの延長の2.6キロメートル区間の整備につきましては、茨城県竜ヶ崎工事事務所が事業主体となり、早急な整備が必要な管内の主要幹線道路として位置づけをしていただき、事業を推進していただいているところでございます。当該道路整備事業のですね進捗状況等につきまして、竜ヶ崎工事事務所にですね、確認をできております。国道125号大谷バイパスは、国道125号とですね、阿見方面から延びる同バイパスとの交差点である美浦村役場東交差点から、稲敷市佐倉地内までの延長2.6キロメートル区間になります。平成7年度ですね、事業に着手をしております。全長2.6キロメートル区間の内ですね、美浦村役場東交差点から東側へ1.1キロメートルの区間、これは皆様ご存じのとおり、村道102号線ですね、美浦トレーニング・センター侵入路に接続するまでの区間を優先区間として、整備を進めていただいております。

昨年度までに、美浦村地域交流館及びカスミ美浦店のオープンに合わせまして、美浦村役場東交差点から380メートルの区間ですね、これが平成29年3月に供用開始されたところでございます。残る優先区間においては、大谷跨道橋が完成してきておりまして、本年度は、残る優先区間のですね工事を進めていただいているというところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、ご答弁ありがとうございます。

125号バイパスのトレセン進入路までの延伸が、平成30年度までにつながるのお話でしたが、平成30年度までにはつながるのでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） お答え申し上げます。

今後の予定といたしましては、村道102号線との交差点の改良舗装工事や、優先区間の内ですね、残るバイパス本線の道路舗装工事が進められることとなります。

竜ヶ崎工事事務所におかれましては、工事のですね早期完成のため、当該工事に係る補正予算に関しまして、ご努力によりましてですね1億5,000万円を確保していただいたところであり、これによりまして平成30年度上半期を目途にですね、優先区間の内残るバイパス本線の供用開始を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、ご答弁ありがとうございます。

トレセン進入路までは、平成30年度上半期までにはつながるとのご答弁で、少しは安心できました。

125号バイパス工事の今後の方向性について、村長にお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 125号バイパスについては先ほど部長のほうからですね、本来であれば補正予算が平成29年度についたもので、来年3月までに完成していただくのが1番よかったですけども、土をとる工事がまだ残っておりますので、平成30年度に入って上半期というふうに部長がお話ししました。やはり6月か7月ぐらいの、トレセン進入路までの道路は完成するというふうにお答えしたかと思えます。まずそこまでは、間違いなくできるというふうな予算的な部分が措置されましたので、それはもう村としても大変うれしく思っているところですが、その先ですね。稲敷市に伸びる部分、これについては、美浦地内については、土地の買収は進んでおります。ただ、稲敷市については、一部買収は済んでないというところがあるというふうに聞いております。その辺も含めて、美浦村だけではなくですね、これは、阿見、美浦、稲敷、この3市町村が一体化して、この125号については、申請をしていかないと最後には4車線化ということになるわけですけども。

実は議員もご承知のとおり、今年8月の知事選で、今度新しく大井川知事が誕生したわけなんですけれども、知事のほうとしては、各個別の市町村で要請ではなく、ある地域、幾つかが一緒になって同じ方向性のもの出させていただくほうがいいですねというようなお話は聞いております。ですから、これもですね、美浦村単独でということではなく、この道路は、125号線は、当然、稲敷市も美浦も阿見も連続してつながっているわけですので、美浦村単独ではなく3市町村で整備の方向性を早目に進捗できるような方向性は訴えていきたいというふうに思っております。

ぜひ、125号の大谷から稲敷市にかけては議員ご存じのように、高橋川をまたいで橋をかけていく。そして道路が新しくできれば、道路に降った雨水の処理は、当然、道路の管理者である茨城県が処理するということとなります。高橋川については、美浦村からもあ

りますけども、約40%近く、36、7%は稲敷市のほうからも入ってきておりますので、その辺、道路125号線とあわせて下の河川についても、検討はしていかなければならないのかなというふうに思います。そういうことも踏まえて、高橋川の氾濫も幾らか緩和できれば、美浦村にとっては災害の一部負担軽減にもつながってくるのではないのかなというふうに思っております。いろんな状況を踏まえて、情報を収集しながら、美浦村だけのことではなく稲敷市とも一緒になって、125号線の解決に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、ご答弁ありがとうございます。

住民の安心安全のためにも、125号バイパスの工事がスムーズに進み、美浦村の活性化につながっていくことを願い、次の質問に移らせていただきます。

村民体育祭ですが、本年度は10月8日に村民体育祭が行われました。

昨年、一昨年と雨で中止となり3年ぶりの開催となったわけですが、本年度の開催状況と内容等についてお聞きいたします。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの山崎議員のご質問にお答えいたします。

今年度で第52回を数えます村民体育祭でございますが、去る10月8日日曜日に光と風の丘公園多目的競技場において開催いたしました。内容といたしましては、地区対抗種目が6種目、一般参加種目が2種目、及び〇×クイズを行っております。このうち、地区対抗種目への参加は13地区延べで977名、一般参加種目はそれぞれの種目に80名。また、〇×クイズはおおよそ300名の方にご参加をいただきました。

以上、第52回村民体育祭の状況となります。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、ご答弁ありがとうございます。

体育祭の参加地区が以前に比べ、随分少なくなっているように思われますが、過去の状況と本年度を踏まえた、計画見直しはあるのでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

村内全ての地区にご参加をいただきますと35地区となりますところ、記録の残っている平成13年度からは25地区の参加で推移しておるところでございます。平成18年より徐々に参加地区が減少し、前回実施開催となりました平成26年度には18地区、中止となりました平成27年度は16地区、同じく中止となりました平成28年度は18地区の参加申し込みとなっております。

この背景には、どの地区も選手集めに苦勞されているということが考えられ、少子高齢化や職種の多様化といいますが、日曜、祭日が休みでない職種もふえているところでござ

います。本年度参加された地区におかれましても、全ての種目に出場されたのは8地区となっております。

また、屋外の協議ということで、天候に左右されるわけですが、雨天の場合やグラウンドコンディションの不良の場合、延期せずに中止としております。これは、延期の措置をした場合、選手の方の予定を2日間にわたって押さえてしまうこととなり、お願いするのが難しくなってしまうとの観点からであります。

このほかにも、8種目で行っていた地区対抗を現在は6種目に減らし、また、激しい運動を伴う競技を取りやめる、選手の必要人数を少なくする、一般参加種目をふやすといった地区の皆様が参加しやすい環境づくりに取り組んでまいりましたが、いずれも有効な手だてになっていない状況であります。

今後といたしましては、このような状況を踏まえ、村民体育祭は大きな見直しをしなくてはならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、ご答弁ありがとうございます。

本年度の参加地区対抗の種目の参加地区は13地区、そして、その中でも、全ての種目に出場したのは8地区のみとなっているとのことでした。

そこで村長にお尋ねいたします。

村民体育祭の見直しと今後の方向性をどのように考えておられますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 山崎議員のね、おっしゃるそのあと存続、またはどうするのかっていうことなのですけども、残念ながらね、美浦村35地区あって13地区という今年1番少ない地域の参加、しかも8地区しか全種目に参加されないという実績になってしまいました。これは、各地区で要するにもう1種目20人ぐらいでやる種目にそれだけの人数が充てられないという地区がかなり出てきているというのが現状なのかなというふうに思います。ですから、一般参加をふやしながらいということも考えたのですが、なかなかまだそこまではいろんな参加がされてないというのが現状だと思います。

これについてもですね、せっかく52回も重ねてきた体育祭なので、当然よそでは合併したところでは、体育祭ができなくて、体育祭はやめて、各地区の中学校単位のところでやっているところ、やらないところがあるそうです。美浦としてもですね、まずは、村の判断をする前に、各いろんな団体の意見を吸い上げて、その上の判断で考えていこうかなというふうには思っております。当然、議会の皆さんもそうですけども、村内へね、区長会もございますけども、その区長会の相違、それからスポーツ推進審議会というのもございます。この、それともう一つは、以前、体育指導員という組織があったのですが、それが

今はスポーツ推進委員というふうを書いてあります。スポーツの二つの団体も含めて、区長会、そしていろいろな意見を集約した中で、議会の皆さんにもお諮りをしたい。

その上で、次年度、一応は、来年度予算は、体育祭の予算として考えておきたいと思いますが、その中で、どういうふうになるスポーツ的な部分を来年度変えられるかどうか。意見を早目に1月、2月いっぱいぐらいに大体集約して、一般の方が自由に参加できるようなスポーツフェスティバル的な部分を構築できれば、そちらに移行をしていければなど。村からこういうスポーツに関する、こういうイベントがなくなってしまうということに関しては、住民も望んでいないというふうに思いますので、年齢問わずいろんな方が参加できるようなものに移行ができるかどうか。これを早目に集約して、皆さんにもお諮りしながら、来年度は体育祭をそのまま53回にするか、違うイベントとして誰でも参加できるようなものを考えていくか。ちょっと、早目に1月遅くても2月には答えを出していきたいなというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、ご答弁ありがとうございます。

村民に喜んでもらえるようなものにしていただけることを期待し、私の質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

11時35分再開といたします。

午前11時25分 休憩

午前11時36分 開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、下村 宏君の一问一答方式での一般質問を許します。

下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 10番議員の下村です。

通告書に従って、二つの事項について質問をしていきます。

初めに、平成30年度の水田農業に対しての村の対応についてお尋ねをいたします。

美浦村の機関産業であります稲作は、水田面積1,000と22ヘクタールを有し、約700ヘクタールを超える面積で米づくりがなされています。転作田とあわせて10億円を超える粗生産額と推定され、700ヘクタールに対しては、自家消費分を除いた面積に10アール当たり、去年は1万5,000円。今年7,500円が国から直接交付金として支払われます。この1万5,000円については、全額になると、美浦村で10億を超えます。今年5,000万というような金額になっております。

しかし、来年度からは国からの交付金もなくなり、生産目標数量の配分をも行わないとしております。平成30年度以降の米の需給均衡化対策がどのようになるのか。自由に米をつくったら、米の価格は、農業所得はどうなるのか、稲作農家は大変困惑をしております。

国の政策に対して、11月28日の茨城新聞によると、それぞれ各県の対応は異なりますが、茨城県としては国の需給見通しをもとに、県の協議会が従来の目標に相当する県全体の生産数量を設定し、各市町村にあります農業再生協議会に対して現行のルールに基づき配分し、地域協議会から生産者に割り当てる方針であるとしておりますが、現時点での、美浦村として平成30年度以降の水田農業生産調整についてどのような考え方で対応していくのか、担当部長にお伺いをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） ただいまのですね、平成30年度の水田農業に関する県の対応についてというご質問にですね、お答えを申し上げたいと思います。

最初に、本村におきましては、米の生産数量目標の配分を今年度も達成しております。これもひとえにですね、ご協力いただきました農家の皆様をはじめ、美浦村農業再生協議会、JA茨城かすみ、JA稲敷など多くの方々のご協力の賜物と感謝を申し上げる次第でございます。

さて、議員ご質問の生産数量目標の配分についてでございますが、国においては、減反政策としての米の生産調整を昭和46年から本格的に導入し約50年実施してまいりましたが、平成30年度からは各産地が行政による生産数量目標の配分に頼らず、主体的に作付けを判断できるよう、全国ベースの需給見通しやマンスリーレポートによるきめ細かい情報提供などを行うとともに、水田活用の直接支払交付金を活用した水田フル活用を推進することで、生産数量目標の配分を行わないということといたしました。

また、農業再生協議会については平成30年度以降もですね存続し、地域の水田でどの作物を推進するのかという水田フル活用ビジョンを引き続き策定することといたしております。

これを受けて茨城県では、当面ですね、平成30年産から平成32年産の3カ年について、平成30年産以降の需要に応じた生産に係る基本方針に基づき、関係機関が連携して平成30年産以降の需要に応じた生産を円滑かつ着実に進めていくこととしました。

生産数量目標に相当する数値につきましては、県全体の主食用米の数値を示すとともに、過剰作付けに相当する生産数量の解消に必要な、飼料用米、米粉用米、輸出用米、加工用米、麦や大豆などの合計にあたる新規需要米等生産目標もあわせて提示するとしております。そして、それをもとに市町村別生産数量目標に相当する数値を設定し提示するとしております。

村といたしましては、国が県からの情報により、地域の米の販売需要動向など把握し、平成30年版の水田フル活用ビジョンを策定し、生産数量目標に相当する数値と、新規需要

米等の生産数量目標を生産者に提示することとなります。

農家の中には、議員ご心配のとおりですね、平成30年産からは生産調整がなくなり、自由に主食用米がつくれるのではと考えていらっしゃるようですが、食用米の過剰作付けが生じれば、米価の大幅な下落が生じ、農家自身が大きな打撃を受けることとなりますので、本村といたしましては、平成30年産以降もですね、これまでと同様、再生協議会を中心に生産調整の推進に取り組んでいきたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。

担い手農家が規模拡大をして50ヘクタールを超える農業法人もできていますが、今年、国から先ほど言いました直接支払交付金325万円となりますけれども、収入があったものが来年度はなくなってしまいます。努力をしてコストを引き下げたとしても、米の価格が下がり、交付金もなくなれば農業を維持するのが難しくなります。そうすると、農地を借りる担い手もなくなり、農地が荒廃をしてしまいます。

村でできる施策や助成金等には限度があると思いますが、現在の村単独の補助金は、これからもぜひ確保をしてほしいというに思います。

そこで、村長にお尋ねをいたします。

日本の日本人の主食である米農家を守るため、国、県への働きかけと、来年度の水田農業経営所得安定対策の予算編成に当たっての考え方をお伺いをいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは下村議員のですね、米農家を守るための、国、県への働きかけと、来年度の経営所得安定対策の予算編成に当たっての考え方ということでございます。

国、県への働きかけということでございますけれども、生産調整につきましては、これまで下村議員からの質問や部長の答弁にありましたように、国としましては、来年から生産数量目標の配分を行いませんが、県で生産数量の目安を示し、村の農業再生協議会から、農家に示すようになるということでございます。国や県に対しましては、全国の米の需要見通しを示すということでございますので、適時に、的確な情報提供に努めていただくことと、経営所得安定対策に必要な予算を確保するよう働きかけていきたいと考えております。

また、村からの先ほどね、部長からもありましたように、村からは、やっぱり農家をね、経営安定対策という意味で守るためにも、昨年、同様の村からの予算は計上をしまいたいというふうに考えております。これは地域の中で、美浦村の中にはJA茨城かすみさんとJA稲敷さんと二つあります。やはり農協が、農家を守る上では1番身近な存在とい

うことで、下村議員もJA稲敷の方の理事をされておりますので、1番身近な農家の経営的な部分をご理解をしている議員の1人だというふうに思います。

ぜひ村としても、一気にいろんな助成がなくなってしまうと米の生産、美浦村で約1,000、先ほども言いましたように1,022町歩ね、その中で700町歩ぐらいがその中につくられているということですので、美浦村の主産業、基幹産業であります農業を衰退しないように、村もいろんな方面で助成できる部分はしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。

厳しい財政の中にあっても、村長はじめ村執行部が農業に対して深く理解をしていることに感謝を申し上げ、実は部長のほうには内容まで報告をお願いしたのですが、時間の関係上数字的なものですので省かせていただいておりますね、感謝を申し上げて、一つ目の質問を終わります。

次に、公契約の入札状況についてお尋ねをいたします。

村の契約業務は、税金の支出に掛かる大変重要な業務であります。10月には、埼玉県上尾市の市長、市議会議長が不正入札事件で逮捕された旨の報道がされましたが、このような不正事件が絶対起きないような内外から牽制しなければなりません。透明性を持たせ、多くの人の目にさらして入札が公平公正に行われることが重要であります。

そこでお尋ねをいたします。

最近、本年4月から11月末までの入札状況と契約の結果及び、公表はどのように行っているのか、担当部長にお伺いをいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 下村議員のご質問にお答えを申し上げます。

競争入札につきましては、主に三つの方法で広く公表をしております。

一つ目は、美浦村ホームページへの記載によるものでございます。

これは入札終了後、速やかに行います。工事の場合は、工事名、工事場所、工事内容、工期、指名業者名、予定価格、落札業者名及び落札金額を記載いたします。工事以外の場合は、業務名、業務場所、業務内容、履行期間、指名業者名、落札業者名及び落札金額を記載をいたします。

二つ目は、日刊建設新聞等への掲載によるものでございます。

入札公告後または入札通知送付後に入札予定として、工事の場合は、工事名、工事場所、工事内容、工期、指名業者名、予定価格を工事以外の場合は、業務名、業務場所、業務内容、履行期間、指名業者名をそれぞれ掲載依頼をいたします。また、入札終了後に入札結果として対応する入札の落札業者名及び落札金額を掲載を依頼をしております。

三つ目は、入札時に作成いたしました入札調書を、企画財政課に置き、窓口で閲覧に供するものでございます。入札調書には事業名、工事または業務の名称、工事または業務の場所、入札執行の日時及び場所、入札執行者、立会人、調書作成者の職氏名、落札業者名及び落札金額、各入札業者の名称及び入札金額が記載されております。また、工事の入札につきましては、美浦村公共工事の入札契約の過程及び契約内容の公表に関する実施要領に基づき、同様に、閲覧に供しております。

なお、これら三つの公表方法につきましては、以前より実施している公表方法でございまして、今後も継続して実施をしていく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。

ただいまの説明で公表の方法が三つ示されましたが、ホームページの閲覧数はどのくらいあるのか。また、日刊建設新聞の掲載内容及び窓口での調査書の閲覧数について再度伺いをいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 下村議員の再質問にお答えを申し上げます。

今年度4月から11月までのホームページ上での入札結果の閲覧数でございますが、ホームページに掲載をいたしました入札結果の閲覧数は2,146件となっており、一月平均306件閲覧されております。また、閲覧数は入札結果の公表後に集中しておりますので、入札に関心のある方が多数おられることがうかがえます。

次に、日刊建設新聞の購読者につきましては、専門誌であり建設業関係や官庁関係者が主に講読している新聞でありまして、購読者数は把握ができておりませんが、一般の住民の方にはほとんど読まれていないものと思われまます。しかし、入札予定や落札結果などを速報として関係者に対しお知らせをするには、重要な役割を担っているものと思われまます。

続きまして、役場窓口の閲覧数でございますが、本年度につきましては現時点において、窓口で閲覧されるお客様おりませんでした。ホームページによる閲覧と比べて手軽ではないため、窓口で閲覧されることはまれであろうかとは思いますが、入札や契約について情報提供できる状態を備えておくということは重要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。

ホームページの閲覧数はそれなりの数字が出ており効果が高いというふうに感じました。

今後も村民が公表について満足が得られるよう、引き続きご努力をされるよう希望をいたします。

次に、工事、備品等の平均落札率についてお尋ねをいたします。また、その中で村内業者の指名競争入札による落札率はどのくらいなのか、また、入札が不調となった案件があるのかどうかをお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 下村議員ご質問の工事、備品等の平均落札率というご質問でございますが、4月から11月までに執行された入札につきましては、工事の入札が全部で26件あり、平均落札率は97.52%となりました。業務委託、物品調達の入札が全部で23件ございまして、平均落札率は86.27%となっております。

また、村内業者の指名競争入札による落札率でございますが、4月から11月までに執行された入札のうち、村内業者が落札した案件に限って言いますと、工事の入札は23件で、平均落札率は97.78%となりました。

業務委託、物品調達の入札は11件で、平均落札率は86.84%となっております。

続いて、入札が不調になった案件でございますが、本年度につきましては11月までの時点で入札が不調になった案件はございません。しかし、過年度においては、不調となった案件もございます。平成13年度までさかのぼって調べましたところ、入札の工事の入札におきましては、平成27年度に1件ございました。

業務委託、物品調達の入札におきましては、平成17年度に1件、平成18年度に1件、平成20年度に1件、平成22年度に1件、平成23年度に1件、平成25年度に2件の計7件がございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。

ただいまの説明で資料にもありますように、工事の落札率については97%を超えており、残念ながら高どまりしているように思います。これからも随時、注視していかなければならない状況というように考えます。

現在は、茨城国体や東京オリンピック等で建設需要がふえてきており、工事価格等も値上がりしていると考えられますが、村内業者の育成、従業者の獲得など十分考慮していただいて、適正な価格で公平公正に入札が行われることを期待をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、下村 宏君の一般質問を終了いたします。

ここで、会議の途中でありますので、昼食のため暫時休憩といたします。

午後1時再開といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、松村広志君の一問一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

○1番（松村広志君） 1番議員の松村です。

通告書に従って質問させていただきます。

初めに、児童虐待について質問いたします。

全国の児童相談所が2016年度に対応した児童虐待の件数が12万2,578件となり、前年度と比べ1万9,292件、率にして18.7%の増加となりました。これは統計を取り始めた1990年の1,101件から25年で実に100倍に達しております。

児童虐待はおおよそ四つに分類されます。殴る、蹴る、やけどを負わせる、溺れさせるなどの身体的虐待。子供への性行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなどの性的虐待、家に閉じ込める、食事を与えない、自動車に放置するなどのネグレクト、いわゆる育児放棄。言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱いなどの心理的虐待。

以上の四つに分類されますが、中でも、近年特に心理的虐待が全体の増加を大きく押し上げております。さらには、虐待を受けて亡くなる子供も増加してきていることも大変大きな問題であります。

次に、児童虐待をリスク面による要因から整備すると、保護者側のリスク要因、例えば、保護者が望まない妊娠であった、保護者が未熟であった、育児不安やストレスを溜めやすいなどの要因や、子供側の要因として発達障害やかんしゃくが激しいなどが挙げられております。また、養育環境のリスク要因として、家庭内での夫婦の不和やDV、親戚や地域と関わり合いが持てず孤立しているなどが挙げられております。

本当における現状等についてお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） それでは、松村議員の質問にお答えをいたします。

近年、児童虐待相談件数は増加傾向にあります。

その背景には、平成16年10月の改正児童虐待防止法の施行により、通告対象の範囲が虐待を受けた子供から虐待を受けたと思われる子供に拡大されたことや、痛ましい児童虐待に関する事件の発生などもあり、国民や関係機関に児童虐待についての認識や理解の高まりが見られ、児童相談所共通ダイヤル189の全国的運用等により通報件数がふえたこと、さらに、平成25年8月には心理的虐待の例示に兄弟に対する虐待が追加されたこと等が挙げられます。

虐待相談件数についてご紹介いたしますと、平成29年8月17日公表の平成28年度児童相談所での児童虐待相談対応件数の速報値により、平成27年度全国では10万3,286件であり、平成28年度は12万2,578件で過去最多となりました。心理的虐待に係る相談件数が増加し

ており、要因として児童が同居する過程における配偶者の対する暴力がある事案、いわゆる
面前DVについて、警察より心理的虐待通告が増加したことが一つに挙げられます。
茨城県の虐待相談は、平成27年度は1,260件、平成28年度は2,038件、土浦児童相談所管内
では、平成27年度は556件、平成28年度は762件で、美浦村においては、平成27年度12件、
平成28年度で26件と虐待相談は年々増加しております。

虐待相談内容においては、緊急かつ高度な専門技術対応も求められる一方、育児不安等
身近な子育て相談ニーズも増大しており、児童相談所や行政を初め、学校、警察、医療機
関、保健所や関連施設等々との強固な連携のもと、総合的な支援体制づくりが必要不可欠
となっております。村では、平成16年の児童福祉法改正により、児童家庭相談に応じるこ
とが、市町村の業務として明確に規定されたことを受け、福祉介護課に、美浦村要保護児
童対策協議会を設置しております。また、平成29年4月に児童福祉法等の一部を改正する
法律が施行され、国、都道府県、市町村それぞれの役割や責任の明確化、しつけを名目と
した児童虐待の防止、母子保健施策を通じた虐待リスクの早期発見、早期対応、母子健康
包括支援センターの設置努力義務、要保護児童対策協議会調整機関における専門職配置の
ほか、児童相談所から市町村への事案送致が新設され、ますます市町村の役割が重要にな
っております。

育児の孤立や不安の防止、早期発見、早期対応体制の強化、適切な介入、親子統合に向
けた養育者への支援など課題は多くありますが、今後も必要な施策として、子育て支援事
業の普及推進、乳幼児健診、赤ちゃん訪問事業、虐待防止意識の啓発、相談体制のさらな
る充実、人材や専門性の強化、要保護児童対策協議会の効果的かつ活発な運営、地域ネッ
トワークの構築などを進めていくことが重要であると認識しております。

児童を守るために、市町村と児童相談所と各関連機関、さらには、日ごろから地元の方
々や民生委員児童委員の方々とも連携を強化し、児童虐待防止強化に向けた対策を模索
していく必要を感じております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） 児童虐待を考えると、なぜかわいはずの我が子に虐待をして
しまうのかという疑問が生じてまいります。本人いわく、一度感情が高ぶると我を忘れて
しまう、こんな声が多く聞かれています。このことを人間の心理面から考えてみたいと思
います。現在進行中の自分の行動や、思考そのものを対象にして認識、把握し、さらには
評価、制御する能力をメタ認知といいます。メタボなどを把握することではありません。
これは、自分の認知行動を正しく知る上で必要とされる心理能力とされております。実は
先日、中央公民館で行われた阿井英二郎さんの講演「心の成長を促す」でも取り上げられ
ておりました。

メタ認知とは、認知、評価制御のサイクルができる人のことであり、これが高い人とは、

もう1人の自分が客観的に自分自身をコントロールできる人といえます。これに対し、メタ認知能力が低い人とは認知能力が低い、つまり自身の行動や現状等の把握や周りからどのように見られているのか認識できない人といえます。しかし、この能力は自分で鍛えることができると言われております。

先ほど紹介した講演にもその強化について、貴重な説明がなされておりました。年々ふえ続ける児童虐待に対し、行政側からよりメタ、高度な取り組みができないか本村の意向を伺います。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） お答えをいたします。

まず、メタ認知の概念ですが、自分の考えやその筋道を自分で分析する能力のことを言い、児童虐待防止の観点におけるメタ認知としては、児童虐待が起きる背景として多くの児童虐待は、保護者が追い詰められた先の行動であり、子供を傷つけずにはいられないほどの心境になる前に、保護者自身がこの追い詰められた心境であることに気づき、誰かに相談し必要なサポートを受けることが重要となります。そして、保護者みずからの気づきの力を高めるために、メタ認知トレーニングが効果的と言われております。このメタ認知を高めるための市町村の取り組みとしては、平成28年の児童福祉法改正法により、虐待予防や早期発見、身近な相談窓口として保護者のメタ認知能力を高める視点での支援展開や相談体制の整備、地域に向けた広報活動などが必要とされ、本村でも、関係課や関係機関と連携して、個々の子供の安全安心の確保と福祉の向上、保護者の養育力、認知力向上支援を目指し、メタ認知視点も一つのアプローチとして用いながら、個別対応を主とした相談援助活動を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ご答弁ありがとうございます。

近年、テレビ等でよく取り上げられている有名人や政治家等の暴言や、無責任な行動のメタ認知能力の希薄化や欠落が招いていることと考えられます。ふだん家庭内や教育において、子供たちに忍耐や努力をとく一方で、日々金銭まかせや無責任な行動に我々大人が陥っていないでしょうか。現在は、翌年の達成こそが人生の目的であるかのごとき錯覚がある、偉人の言葉であります。欲望のまま社会全体がどこか理性や道徳を欠いている。そのような社会環境下で、心の制御が利かないまま児童虐待が繰り返されているのは、むしろ矛盾することではないのかもしれませんが。今、私たちに求められているのは、人生に対する深い価値感と、それに基づく生きる姿勢ではないでしょうか。

以上で、一つ目の質問を終わります。

続きまして、次の質問をいたします。

災害時の要支援者の避難についてであります。

これは、国が災害時における避難行動要支援者名簿の作成並びにそれに基づく実効性のある避難支援を各自治体に求めたことに対するものであります。昨年、平成28年度第2回の定例会でも同等の質問をしておりますが、改めて本村の取り組み状況をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） 次の質問にお答えをいたします。

災害時要援護者対策については、東日本大震災の教訓を踏まえ、国は、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう定められました。

過去の大きな災害では、災害時に家族等の支援が得られず、自力で避難が困難な方の被災が多く見られることから、要支援者が迅速に避難できるため、支援体制を整えておくことが必要と言われております。

本村の避難行動要支援者の登録状況でございますが、自力で避難することが困難な方を対象として登録を希望される方に申請していただく、手上げ方式を採用し、地区民生委員児童委員の協力のもと、制度の普及に努めてまいったところでございます。

平成25年の災害対策基本法の改正に伴いまして、居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に、みずから避難することが困難なものであって、その円滑迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命、または身体を、災害から保護するために、必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成しておかなければならないと定められたことにより、平成29年12月1日現在、要配慮者が4,681人中、非避難行動要支援者として871名の登録がございます。

平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者については、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、必要に応じて、区長さん等にも配布し、情報の共有を図っているところでございます。

また、個々の避難支援体制をカバーすることから、民生委員、老人クラブなどの方々による見守り支援体制や、地区が独自に防災組織をつくり、災害時安否確認活動を組織して見守り活動を行っている地区もございます。

さらには、不定期ではございますが、戸別に訪問し、身体状況や緊急連絡先等の登録状況の確認を行い、あわせて、もしものときの避難先や避難ルートを示した資料での確認を行っております。

福祉介護課といたしましては、発災時に円滑に避難行動がとれるよう、関係機関との連携を密に行っていきたいと考えております。避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠でございますし、実効性のある避難支援を計画するために、避難

支援等関係者になり得る方の活動実態の把握に努めております。

発災時に、想定外の自体も起こると思いますので、大切なのは変化する状況の中において、即時に最良の判断が必要となりますが、できる限りの選択肢を確認するとともに、近所、隣の良い関係を築いておくことが大変重要なことでもあります。

近年、よく言われる言葉に自助、共助、公助、そして、互助を意識し、地域住民同士の助け合う、つながる意識を高めることも大切であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ご答弁ありがとうございます。

細やかな取り組み感謝いたします。

これからの、いつ起こるか分からないさまざまな災害に備え、抜け目ない取り組みをよろしく願いいたします。

以上で、私からの質疑の全てを終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。

次に、岡沢 清君の一问一答方式での一般質問を許します。

岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 6番岡沢です。

通告書に基づき、2点質問します。

最初の質問は、第7期介護保険事業計画についてです。

今回の質問の主な観点は、2017年法改正、正式には地域包括ケアシステム強化のための介護保険等の一部を改正する法律ですが、それに伴う第7期介護保険事業計画に関するものです。ただ、第7期介護保険事業計画には2014年法改正に基づく施策も含まれていますので、前回質問した事項と重なる部分もあるかと思えます。さらに、今回の法改正自体が複雑であることに加え、先の2014年改正時の仕組みや省令・政令の改正に伴う変更などが同時進行となっていることから、前回の一般質問の繰り返しになってしまう部分もあるかと思えます。またさらに、今回の法改正は、他の法律、資料にもありますように、社会福祉法や医療法、児童福祉法などの改正などと連動しているものですので、他の法令を引用してお聞きすることもあるかと思えます。

最初に、サービス利用者負担についてです。

平成27年8月には、2014年法改正により、一定以上の所得がある第1被保険者に対して2割負担が導入されました。さらに所得が高い人の所得の基準については、施行までに政令で決められるとのこと。現段階で厚労省が想定しているのは、一つは合計所得金額が220万円以上、もう一つが年金収入とその他の合計所得金額が340万円以上のケースです。本村の場合、現状からして、来年度以降、利用者負担が2割となる受給者の割合、あるいは

は人数、さらに2017年度の所得状況に応じて算定される3割負担となる受給者の割合、あるいは人数についてお聞きします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） 岡沢議員のご質問にお答えをいたします。

直近の介護保険事業報告書によると、要介護認定者616人のうち、2割負担者は19名となっております。

平成30年8月から予定されている利用者負担割合3割の対象者については、厚生労働省の推計によりますと、全国で受給者全体の12万人の方が見込まれております。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に、高額介護サービス費の月額負担限度額についての変更については、3年間の時限措置が設けられています。

第7期介護保険事業計画では、どのように設定されるのかお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） お答えをいたします。

高額介護サービス費については、1カ月支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときに超えた部分が払い戻される制度ですので、特に介護保険事業計画に記載されるものではないです。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 介護保険料についてお聞きします。

第1号被保険者の来年度以降の標準月額保険料についてです。

第6期の標準月額保険料は、城里町と並んで県内44市町村の中で1番低い4,500円と設定されています。第7期では、どのような金額で設定されるのでしょうか。金額が定まっているのであればその金額を、まだ具体的に決まっていらないのであれば、方向性あるいは見込みについてお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） お答えをいたします。

第7期介護保険事業計画における保険料基準額については、今回から厚生労働省の見える化システム、将来推計機能を利用して保険料額の算定をいたします。

今後、超高齢化社会が到来し、介護保険の上昇は避けられないと考えておりますが、今回の計画期間である平成30年から平成32年までの介護給付費・地域支援事業費を適切に見込んで保険料基準額を設定していきたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に、介護納付金の総報酬割を2号被保険者に導入することについては、激変緩和のため、2020年度まで段階的に適用となっております。第7期介護保険事業計画ではどのように想定されているのでしょうか。2号被保険者の介護保険料の総報酬

制というのは、わかりやすく言えば、これまでは、介護保険の財源は税金50%、保険料50%。保険料は、現状、65歳以上22%、40歳から64歳が28%の割合です。2号被保険者の保険料は、介護保険給付の28%割る2号被保険者数で算出していました。それを、健康保険加入者の所得に応じた配分にすることが今回の改正です。第7期介護保険事業計画ではどのように想定されているのでしょうか。厚労省の判断に従うのか、あるいは村独自に適用時期を判断するのか答弁をお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） お答えをいたします。

平成29年8月から平均収入の高い人の保険料担をふやす総報酬割が実施され、平成32年度にかけて段階的に行われることになっております。

介護給付費・地域支援事業納付金については、各医療保険者が社会保険診療報酬支払い基金に納付し、社会保険診療報酬支払基金が各市町村に介護給付費・地域支援事業交付金として交付するものですので、特に介護保険事業計画に記載されるものではございません。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 地域包括ケアシステム強化の施策についてお聞きします。

介護保険法第117条では、3年を1期とした上で、市町村に対して1期ごとに介護保険事業計画の策定を義務づけています。

今回の介護保険法の改正では、以下の点に関して、市町村が取り組むべきこととして追加されました。被保険者の地域における自立した日常生活の支援、介護予防や要介護度の重度化防止、介護給付費等に関する費用の適正化です。

注目したいのは、取り組むべき施策内容を記すだけでなく、その目標を盛り込むこととした点です。第7期介護保険事業計画では、それらの目標についてどのように設定されているのでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） お答えをいたします。

国におきましては、本年11月10日の厚生労働省社会保障審議会介護保険部会において、ご質問の事項につきましての評価指針案が提示されたところでございます。また、今回の策定につきましては、国の議論が従来より長い期間を設けております都合、策定に係る基本指針の告示もされておられません。

従いまして、計画策定としましては、介護保険部会で示された資料をもとに、本村の計画に合致する指標があるか、また、設定が可能かどうかを判断する必要があります。設定が可能なものにつきましては、計画への掲載を行ってまいりたいと考えておりますが、いずれにしましても、詳細につきましては、現在も国において議論中でございますので、国の指針等を待っている状況でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） さらにお聞きします。

被保険者の地域における自立した日常生活の支援については、単に目標の設定にのみならず、事業計画策定に資する調査・分析を行うことが求められています。今回の改正法では、国・県の調査・分析を義務づけ、規定しているものですが、1番大事なのは、市町村が独自に行う調査・分析であると考えます。これまでも介護サービスの見込み量などを導き出すうえで、要介護者等の実態把握が重要なポイントとされてきました。さらに、事業計画上の目標は立てっぱなしというわけにはいかず、市町村みずから立てた目標に対して、その達成状況などの調査・分析を行い、計画全体の実績評価を行うことを義務づけるものです。これまでも事業計画に盛り込まれていたPDCAサイクルといわれるものですが、今回の法改正では、PDCAサイクルの手法をさらに強化する趣旨が盛り込まれています。本村が来年度以降実施するPDCAサイクルの手法について、これまでとどう変わるのかお聞きします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男。

○保健福祉部長（秦野一男君） お答えをいたします。

本村の計画の1番の特徴としましては、事業詳細の明記と管理指標の設定を第6期計画より可能な限り事業ごとに全て行っております。これにより、毎年度の事業評価及び報告を計画策定委員会において行っているところがございますと同時に、管理調書を作成し、事業進捗の管理評価を行い、次年度以降の事業実施に活用してきております。

今回の第7期におきましては、おおむね第6期の手法が適当であると考えておりますが、先ほどのご質問にもありますように評価指針につきましては、また別の設定趣旨でございますので、国指針の告示をもとに改めて検討し対応してまいります。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に、「わが事・丸ごと」の理念化についてお聞きします。

複数の法律にわたる改正で、理念として強調されているテーマの一つです。

「わが事」とは、他人ごとになりがちな地域づくりを地域住民が我が事として主体的に取り組めるような仕組みづくりのことです。「丸ごと」とは、市町村が地域住民の主体的な取り組みを総合的に支援するとともに、地域住民が抱える課題に「丸ごと」対応できるようにするための包括的な支援体制を築くことです。地域住民に「わが事」意識を持ってもらうことが重要です。そのため、今回の法改正では、社会福祉法の地域福祉の推進という条項が追加されました。これまでは、地域福祉の推進に努めるといって、抽象的な努力義務にとどまっていた。

社会福祉法4条の観点です。この4条を実現していくうえで、具体的にどのような点に留意するかが追加されています。あくまでも、留意すべきこととなっておりますが、地域住民に対して「わが事」とする意識づくりが具体的に求められています。

問題は、この体制づくりを場当たりのではなく、どうやって、計画的に進めるかという

点です。これに対し改正法では、策定に努めるものとするという具合に、努力義務ではあるものの策定の義務化を図っています。

「わが事」「丸ごと」と意識づくりについては、非常に重要だと考えたうえで、本村の第7期介護保険事業計画ではどのように位置づけられ、具体化されるのかお聞きします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） お答えをいたします。

この理念につきましては、社会福祉全般に係る理念でございますことから、まず、本年度策定を予定しております地域福祉計画に位置づけを行います。

これにより、下位計画であります障がい福祉、児童福祉、健康増進や食育、子育て支援、そして高齢者福祉といった全ての福祉事業に「わが事・丸ごと」の理念が浸透するよういたします。

本年度に地域福祉計画、下位の計画では、高齢者と障がい者計画の策定が同時期でございますので、しっかりと整合性を図り、次年度以降の健康増進計画や食育計画、子ども子育て支援事業計画等へもつなげてまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に、総合事業についてお聞きします。

総合事業が法改正によって再編され、大きく分けると、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業に分類されました。2014年の法改正で、市町村が行う地域支援事業に位置づけられたのが介護予防・日常生活支援総合事業、それが総合事業です。2015年4月から2年の猶予期間を設けたうえで、順次スタートさせる段取りでしたが、2017年4月から全ての市町村で完全実施となりました。そのほか、2018年4月に完全実施となる三つの包括的支援事業を円滑に進める施策についても、今改正にプラスされています。

総合事業については、2014年の法改正前は、介護予防事業に位置づけられていました。現在では、市町村日常支援事業、つまり、村単独で行う総合事業と位置づけられています。では、本村では、いつの時点で現在の総合事業に移行されたのかお聞きします。なぜ、改めてこのような質問をするのかといいますと、資料を示します。2015年、茨城県・市町村回答集となっていますが、これは、県民要求実現茨城共同運動連絡会が毎年、県や市町村に対して質問・要望した項目に対しての回答をまとめたものです。

総合事業に関しての質問に対しては、本村は、総合事業移行後も現状のサービスはそのまま継続し、さらには、多様なサービスが提供できるように配慮して、関係者間で検討しサービスが低下しないよう努めていきますと書いてあります。このような回答しているのですから、総合事業への移行については、速やかに実施されてもおかしくないと考えます。

いつの時点で、総合事業へ移行されたのか、確認のためお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） お答えをいたします。

本村におきましては、平成29年度より訪問型サービス、通所型サービスの移行を行っており、対象者の住民、関係事業者への周知も既に行っております。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 総合事業は2017年4月から全市町村で完全実施となったわけですが、前年度までにスタートした市町村は半分以下にとどまっています。猶予期間ぎりぎりでの駆け込みスタートが大半を占めるわけです。

そこで、サービス資源が十分に整ったのかどうか不安が残ります。そこでカギとなるのが、包括的支援事業に位置づけられた生活支援体制整備事業です。具体的には、生活支援コーディネーターの配置と、協議体の設置となります。生活支援体制整備事業については、2018年4月に完全実施となるわけですが、第7期介護保険事業計画では、どのように位置づけられているのかお聞きします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） お答えをいたします。

本村では、いずれも社会福祉協議会の委託事業として実施検討を進めており、協議体につきましては、平成30年度中に、また、コーディネーターの配置につきましては、人員の確保や役割、特に地域ニーズの吸い上げが完了しておりませんことから、まずは協議対応の設置を行い、その後、コーディネーターの配置を進める予定でございます。

これらの見通しにつきましては、社会福祉協議会と協議しながら、第7期計画での実施を見込んでまいります。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） さらに、生活支援体制整備事業については、すでに実施している、あるいは、2017年度中に実施する予定の市町村は約86%にのぼり、実施市町村の総数では順調ですが、問題はの中身です。地域ニーズや社会資源の把握についてはおおむね実施されているのですが、社会資源の創出や担い手の育成については、現状あまり進んでいないようです。つまり、地域の実情把握は進んでいるものの、そこから新しい資源・人材を開発していくという部分への歩みは道半ばとなっているようです。私は、地域の実情を把握したうえで、そこから新しい資源・人材を開発していくという部分、それが非常に重要だと考えます。

今年7月に開かれた美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会を傍聴しました。第7期介護保険事業計画策定基本方針案が議案となっていて、ある委員から総合事業が難しいとの意見が出されました。どう難しいかについては発言されませんでした。私自身も総合事業の体制整備が難しいと考えていました。やはり、新しい資源・人材を開発していくという部分がカギになると考えます。私は、行政が主体となって体制づくりをしていかなければ、その先には進まないと考えます。自然発生的にボランティア団体が立ち上がることなど考えられません。まずは、行政が先頭に立って生活支援体制整備事業を具

体的に立案し、実行化する、そのうえでボランティアも含めた介護保険事業の裾野を広げていくことが、これからの介護保険事業に最も求められるものだと考えます。その観点から、生活支援体制整備事業をどう充実させていくのか具体的にお答えください。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） お答えをいたします。

生活支援体制整備事業についての課題は、議員ご指摘のとおり、資源と人の問題でございます。特に昨今、福祉人材の確保が社会問題となっておりますが、本村においても同様の課題がございます。その中で、生活支援体制整備事業につきましては、地域や事業者、各種団体との連携が前提であり、協力がなければまず実施すること自体が困難な事業でございます。総合事業自体の複雑さもございますが、生活支援体制整備事業につきましては、ほかの事業や高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会で言及されましたサービス利用の複雑さとは異なり、利用者側ではなく、提供者側の体制整備でございます。

福祉のノウハウを有する社会福祉協議会への委託予定事業でございますことから、提供体制の確保につきましては、多様な福祉関係者へ働きかけをしてまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に、認知症総合支援事業についてお聞きします。

地域支援事業の包括的支援事業の一つに、認知症総合支援事業が位置づけられています。これも、2014年の法改正で全市町村に実施が義務づけられ、猶予期間を経て2018年4月から完全スタートとなります。認知症総合支援事業といっても、範囲が広いので認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員について質問します。まず、認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員については、既に設置されているのか、初期集中支援チームと認知症地域支援推進員の活動については、連動しているものですが、まずは認知症初期集中支援チームの活動についてお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） お答えをいたします。

認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員につきましては、平成30年4月から全市町村に設置または配置することとされております。

認知症初期集中支援チームでございますが、複数の専門職が認知症を疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームであり、国が定めます認知症初期支援チーム員研修を受講したものとなっております。

本村といたしましては、村内に認知症に特化した医療機関もないことから、稲敷市内の医療機関と委託契約を締結する方向で検討しており、平成30年4月には設置できるものと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に、認知症地域支援推進員の活動について具体的にお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） お答えをいたします。

認知症地域支援推進員につきましては、医療機関等や地域の支援機関をつなぐ連携支援、認知症の人やその家族を支援するものでございます。

本村では、平成29年度現在未実施でございますが、平成30年度までに全市町村に設置または配置することが義務づけられており、本当においても平成30年度より認知症ケア向上推進事業として実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 以上で第7期介護保険事業計画に関する質問を終わります。

2点目の質問に移らせていただきます。

通告書では、広報みほの表紙のみのカラー化を求めています。正しくは、広報みほの表紙の写真のカラー化を求めるという趣旨です。

資料を示します。

ことし6月号の表紙です。タイトルは歴史・自然・笑顔あふれる陸平貝塚です。6月号ですから、4月か5月に撮影した写真ということは想像できるのですが、写真からは季節感が感じられません。自然あふれるという表現は似合いません。次の資料です。中央の男の子の顔が赤らんでいて印象的です。貝塚内を走り回った後でしょうか。

次の資料です。今年11月号の表紙です。タイトルは村民体育祭最終種目、栄冠を掴むのは。次の資料です。カラーだと選手のユニフォームもはちまきもバトンもカラフルです。

次の資料です。筑波山のケーブルカーです。筑波山神社駅から登っていくところです。私が撮ったものです。下手な写真ですが、いつごろ撮影したものなのか、ケーブルカーの車体は何色なのかわかるでしょうか。この写真では読み取れません。次の資料です。いかにも紅葉の季節感が感じられます。今年11月6日に撮ったものです。

白黒の写真のほうが良いという場合も考えられます。例えば、大正時代や昭和初期の街並み、風景を表現するには、白黒写真もマッチしていいかもしれません。でも、現在の情景・風景を表現するには、やはり、カラーのほうがよいと思います。

平成28年度事業報告書にあるように、効果的に住民に伝える、親しみやすい広報づくりにも努めるといった観点からも、私は、表紙の写真はカラーであるべきと考えます。

答弁をお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 岡沢議員の質問にお答えを申し上げます。

広報みほは現在、月1回の年間12回、平均20ページで、各号6,000部を発行をしております。

12回のうち、10回が2色印刷で、2回が表裏の表紙のみカラー印刷をしております。20ページの広報を2色印刷で作成する場合の経費は、今年度の契約額で算出しますと13万7,376円に、表紙をカラー印刷で作成すると15万4,224円になります。その差は1万6,848円で年間を通して表紙をカラーで作成するには、残りの10回分をカラー印刷とするため16万8,480円の経費増となります。これまでは、少しでも経費を削減しようと、表紙のカラー印刷は年間2回としてきたところでございます。

ちなみに、県内市町村の広報紙の状況ですが、阿見町がまいあみ祭り等、大きなイベントの後の広報紙で年2回程度表紙をカラー印刷で発行しております。守谷市におきましては印刷物は2色印刷ですが、ホームページではカラーで掲載をしております。その他の市町村につきましては、多くの市町村が年間を通して表紙をカラー印刷で発行している状況でございます。

また、今後から広報紙におきましては、有料広告の掲載を検討してまいりたいと考えております。これにより、財源の確保にもなり、地域経済の活性化、生活関連情報の提供なども期待できるものと思われまます。日本広報協会が、平成27年に行った広報広聴活動調査によりますと、既に全国の市町村の約60%は広報紙に有料広告を掲載しているとのことであります。なお、広報紙への有料広告につきましては、昭和33年に出された当時の自治省の地方自治関係実例判例で、広報紙の広告料は司法上の問題で広告掲載は差し支えない旨が示されており、行政広報紙に有料広告を掲載することは法的に問題がなく、各自治体の判断に任されております。

岡沢議員ご指摘のとおり、広報に限らず一般的な雑誌でも表紙はその顔であり、内容を示すものでありますので、財政状況等を勘案しながら、表紙部分のカラー化についても含め、内容について精査をしながら、1人でも多くの方に読みたいと思っただけのような広報紙にできるよう検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 私は、質問通告書を作成しながら、どのような答弁が返されるのかあれこれ考えました。ただいまの答弁は、私が予想したストーリーとほぼ一致します。経費の増額を伴う質問要望については、議員としても、遠慮、ちゅうちょするという心情があります。ですがやはり、広報の表紙写真はカラーにさせていただきたい。そう思って質問しました。

ここは、村長の最終的な判断になるかと考えます。村長の考えをお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは表紙のカラー化についてですけれども、今、部長のほうか

ら、ぜひそのような方向でという答弁があったかと思えます。ぜひよその市町村と同じように広告を募って、村からの持ち出しをおさえて、広告を4、5件とると、ほぼ表紙と裏面はカラー化になるというふうに思いますので、早速、1月号はカラーになりますけども、4月号から新年度からカラーにするためには、3月前にですねそういう広告を依頼して載せていただく事業所を選定させていただいて、4月から、そういう事業者が出てきましたら、早速、カラー化に踏み込んでいきたい。

もう、議員おっしゃるようなカラー化については、早速検討して事業者が出てくれることを祈っております。

もしよろしかったら議員各位の皆さんからも、いろんな事業所、ご紹介いただけるとうれしい限りでございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） これ以上何も言うことはありません。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、岡沢 清君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

2時20分再開といたします。

午後2時02分 休憩

午後2時20分 開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、竹部澄雄君の一问一答方式での一般質問を許します。

竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） こんにちは。

議員番号2番竹部です。

通告に従い、太陽光発電施設について、質問等をさせていただきますので、よろしくお願いたします。日本は、エネルギー資源に乏しい国であることは誰もが承知していることですが、昔から石油や石炭を輸入して、エネルギー減として活用していますが、その状況下を打破するために、原子力発電の積極的な研究がされてきましたが、2011年東日本大震災で起こった福島第2原発の事故により、見直しされ、日本に点在する原発は停止状態となりました。震災以降、エネルギーの自給率を上げるために再生可能エネルギーとして風力、水力、地熱熱、太陽光が期待されるようになり、その中でも太陽光発電が特に注目されています。自然エネルギーである太陽光発電は、環境に優しいという利点もあるが、太陽光発電施設を設置する際に、環境の破壊なども指摘されていることも考えなければならない。

そこで、質問させていただきます。

美浦村管内における太陽光発電施設建設予定地数がどれだけあるのかお聞きします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） はい、ただいまのですね、竹部議員のご質問にお答え申し上げます。

茨城県ですね、太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインが平成28年9月に策定されまして、このガイドラインに基づき、太陽光発電事業者からこれまで5件の概要書が提出されております。このうち、1件につきましては、施設の増設になり工事が完了しておりますので、差し引き4件が建設予定となっております。

また、農地法の関係では、太陽光発電施設を目的とした転用許可が6件となっております。その他、森林法の関係では、同じく、太陽光発電施設を目的とした林地開発許可が1件となっております。農地転用許可・概要書及び臨時開発許可が重複しており、全体で6件と把握しているところでございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

再質問させていただきます。

答弁された建設予定4件の場所、農地転用の許可6件のうち建設予定地6件の場所、その他森林法の関係で、林地開発許可伐採届のうち太陽光発電施設を目的とした太陽光発電予定地の場所をビックパッドで掲示していただきたい。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） はい、お答え申し上げます。

ビックパッドのですね、画面のほうをごらんいただきたいと思います。航空写真にですね6カ所場所を記しております。少し見づらいかと思いますが、まず、1番がですね、木原地番ですが、興津の美浦ゴルフ練習場の近くでございます。2番がですね、興津地内でトレセン北門のところの山林及び農地となります。3番、4番、5番がですね、竹部議員の周りでございます、土屋地内となります。6番がですね、信太地内でございます、信太のですね小泉商店がございましてこの前となっております、全部でですね6カ所の予定地を村としては把握しているところでございます。なおですね、一つの予定地内におきましても、農地、森林等が混在している箇所もあります。

そういうことで6カ所というなことで村として把握しているところでございます。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

村は、6件の建設予定だと言われておりますが、ビックパッドに示された土屋地区の説明会で某開発会社の社長みずから稲敷市、阿見町、美浦村のこれからの建設予定が60から70件ほどあると言われてました。その後いろいろと調べたのですが、3分の2、40件ぐらいが

美浦村だとわかりました。事業概要書が提出されて知るのではなく、村民から太陽光発電建設などの情報を入手するのも役場の仕事だと思います。

次の質問に移ります。

農業委員会では、太陽光発電建設による農地転用の申請に対して、どのような基準があるのかお聞きします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） はい、お答え申し上げます。

農地法による農地転用許可につきましては、農地を農地以外のものにする者はですね、都道府県知事の許可を受けなければならないと規定されております。農地の権利の設定、または移転等がない場合は、第4条の許可となり、権利の設定または移転をする場合は第5条の許可となります。

ほとんどの場合、第5条の許可を受け借地により太陽光の施設の設置運営を行っておりますが、後継者がなく農業を継続できない、また荒廃農地としておくよりは良いのでとの理由によりまして、農地を売却するようなケースもございます。

農地転用の審査基準につきましては、農用地区域10ヘクタール以上ですね一団の農地、土地改良が行われた農地、生産性の高い農地等における太陽光発電施設の設置につきましては制限が設けられており、原則として不許可となっております。

また、市街化区域内や散発的に存在する上記要件に当てはまらない農地等につきましては、原則として許可案件であります。太陽光発電施設の構造との審査基準はございませんが、農地法の許可に当たり、南側にですね住宅等がある場合の照り返しやパワコン騒音が住民に与える影響等についてトラブルがないようですね、また農地の残地の進入路確保等についてお願いをしております。

さらにですね、高台の場合、崖崩れのないような措置を施す、また、大規模案件の場合、調整地の設置などをお願いしております。

以上のように、農業委員会におきましても、生活環境課と職員の密接な連携をとり、太陽光ガイドラインに沿ったお願いを実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） ビックパッドに写真も映っていますけども、雑草が生い茂ったところ、急に草刈りが始まって、次の日、測量が始まって、次の日に、くい打ちが始まる。2週間もあればできてしまうような、太陽光発電の写真なのですけども、答弁ありがとうございました。

農地法第5条の許可を受け借地として事業者が太陽光発電施設の設置運営を任せるということで、また、農地転用の審査基準では農地区域内、10ヘクタール以上の一団の農地、土地改良が行われた農地、生産性の高い農地などには、太陽光発電施設の設置について制

限が設けてられ、原則としては不許可になるということ。

市街化区域内や散発的に存在し、要件に当てはまらない農地等は、原則として許可案件であるが、太陽光発電の構造などの審査基準はないということはわかりました。

農業委員会と生活環境課との密接な連携をとり、県のガイドラインに沿ったお願いを実施しているということで、よろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。

村として太陽光発電施設の建設で住宅が密集する地域にある農地や住宅地の空き地に建設される50キロワット以下の太陽光発電に置いて、地域住民や隣接住民にさまざまな問題が発生しているが、住みよいむらづくりを推進している美浦村では、現在、太陽光発電施設建設で住民の生活環境を守るためにどのような対応をしているのか、また今後発生するかもしれないと想定している問題をお聞きしたい。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） はい、お答え申し上げます。

太陽光発電施設は、建築基準法の許可基準の対象外であるため、設置そのものはですね、規制することは難しい状況となっております。

そこで、茨城県におきましては、太陽光発電事業を円滑に実施し、地域社会との共生を図ることを目的に、太陽光発電施設の適切な設置・管理に関するガイドラインが策定されております。太陽光発電事業者に対して市町村への概要書提出等の手続や、地元関係者への説明等配慮すべき事項が示されております。

また、県のガイドラインは、出力50キロワット以上の事業用の太陽光発電施設を対象としておりますが、出力10キロワット以上50キロワット未満の太陽光発電につきましても、ガイドラインの趣旨を踏まえ、施設の設置や維持管理等に際しては、地域社会に配慮すべき事項が示されております。

本村におきましても、太陽光発電事業者に対しては、県のガイドラインに基づきまして、概要書を提出していただくことと、地元関係者へ説明し、理解を得たうえで事業を進めること。さらに、地域の生活環境、景観、防災等へのさまざまな影響に配慮していただくことをお願いしております。

また、今後発生するかもしれないと想定している問題はあるかというご質問でございますが、先ほどお答え申し上げましたことに加え、太陽光発電事業者に対して、県のガイドラインに基づき事業実施中の施設の保守・点検や事業終了後の設備撤去など、地域との共生が図られるよう、適切な事業実施をお願いしております。

本村といたしましては、ガイドライン遵守のですね徹底を図ることによりまして、トラブル発生の防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

再質問させていただきます。

太陽光発電施設の設置については、建築基準法の規制がかからないことから、設置そのものは仕方ないと思うように思える。美浦村としては、トラブル発生の防止のために、県のガイドライン及び農地法の遵守を今まで以上に強くお願いしていくのかお聞きしたい。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） はい、お答え申し上げます。

太陽光発電施設は、建築基準法上の規制がかからないということから、設置そのものをですぬ規制することが難しいという現状を申し上げたものでありまして、仕方がないというようなことは一切考えておりません。村といたしましては、議員ご指摘のとおり、事業者とトラブルが発生しないように、また、よりよい生活環境をつくるために、県の太陽光ガイドラインの遵守の徹底を図ってまいりたいと考えております。

一方、農地法による農地転用許可が申請においては、太陽光発電施設の構造については、先ほども申し上げましたが、審査項目に含まれておりません。

農業委員会事務局から事業者に対し説明し、お願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

太陽光発電施設は建築基準法許可基準の対象外であるために設置そのものを規制することが難しい状況下であるということは、住民も納得しています。しかし、何の説明もなく、今まで荒れ放題で雑草が生い茂っていた場所や、防犯上や生活環境に支障が起きていた農地や空き地が突然きれいに草刈りが行われ、知らない業者が測量を開始し、1週間から2週間で太陽光発電施設が設置されてしまうという事態が発生しています。事業者が地域住民や隣接住宅の住民に県のガイドラインに沿った説明会や個別の説明もせず、太陽光発電施設を建設し、今後20年間も自分たちの生活が不安な状況で生活するという泣き寝入りの日常生活をしていかなければなりません。村も県が策定したガイドラインに基づいて、太陽光発電事業者に概要書を提出させ、地元関係者への説明をして理解を得たうえで事業を進めること、地域の生活環境、景観、防災など、さまざまな影響に配慮していただくようお願いしているとのことですが、今回、土屋地区での太陽光発電建築については、地元住民の要望で説明会が行われましたが、建設業者と事業主は冒頭で、今まで美浦村での太陽光発電施設設置建設で、説明会をしたことはなかったと言われました。それだけ簡単に太陽光発電の設置、運営をしていたのだと思います。知らないうちに太陽光発電施設が家の横にできてしまったということが現実にあることも、村も認識していただきたい。

県のガイドラインに沿って、美浦村の美しい景観を壊さないように、安心して生活できるように、住民と共生する太陽光発電事業をするように、事業主をお願いしてください。

次の質問に移ります。

平成29年4月1日の改正FIT法により、発電所へのフェンスの設置、管理表の設置が義務づけられ、発電所周辺の方々の安全への配慮や、トラブル等の連絡先、責任者の住所を公表することが義務づけられたが、20キロワット未満の発電施設、住宅の屋根に設置されているものは除くのですが、周辺地域と共生し適切に事業を実施するために、できる限り、事業報告、事業情報を掲示することが望ましいと報告しているが、既に設置され、事業者情報のない20キロワット以下の太陽光発電施設で、管理表のない太陽光発電施設で管理表の設置を指示するのか、お願いしているのかお聞きしたい。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） はい、ただいまのご質問でございますが、県のガイドラインにつきましては、原則としてガイドライン策定後に工事を行う事業者には適用されますが、ガイドライン策定時に工事に着手している事業者や、それ以前から太陽光発電を行っている事業者におきましても、ガイドラインの趣旨に沿って対応していただくことが示されております。

本村におきましては、ガイドラインの趣旨を踏まえ、出力10キロワット以上の太陽光発電施設につきましては、ガイドライン策定以前に設置されたものを含めまして、災害発生時等緊急の場合に連絡がとれるよう、太陽光発電施設の入り口に、事業者名、及び、緊急連絡先等をですね表示することをお願いしております。

また、看板の設置がなされていない施設があることから、特にですね村のホームページに掲載する等設置していただけるようにですね、お願いをしておりますが、太陽光発電施設に関してトラブル等が発生した場合は、施設の規模を問わず速やかにですね所有者等の調査を行う等、適切に対処してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 回答ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

本村に設置されている20キロワット以下の太陽光発電施設には、現時点で標識の提示、メンテナンスの実施、フェンス等の設置がなされていないものが数多くあることを村は把握していますか。また、実際に表示のない太陽光発電施設を何件把握していて、何件の事業者に連絡したのかお聞きしたい。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） はい、お答え申し上げます。

本村に設置されている20キロワット以下ですね、太陽光発電施設にはですね、現時点で標識の提示メンテナンスの実施、フェンス等の設置がなされていないものが数多くあることとでございますが、このことにつきましては、村では把握しておりませんが、今後におきましては、このような太陽光発電施設の把握にですね努めてまいりたいと考えている

ところでございます。

また、実際に表示のない太陽光発電施設を、何件把握していて、何件の事業者に連絡したのかということでございますが、こちらにつきましても、把握をしておりません。また、苦情等がなかったことから、連絡をした件数もございません。

今後におきましては、そのような太陽光発電施設につきましても、把握に努めてまいりたいと考えているところでございます。このように、村内の太陽光発電施設の現状を把握できていないことから、先ほども申し上げましたが、村のホームページに掲載して、看板の設置をお願いしております。

また、生活環境課窓口におきましても、太陽光発電施設が稼働している場合を含めて、看板の設置については、お願いしていくこととなりますが、特にですねガイドライン策定以前については事業者と村との接点がなく、お願いした件数はないというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 回答ありがとうございます。

把握してないということで。現実に、地域住民、隣接住民は思っているのです。本当に毎日の生活で困っています。窓開けたら太陽光発電、黒いパネルが見える。今まで景観が緑で美しかったところが黒く、また、このような写真にありますように、某ホテルが丸見えになってしまったとか、子供たちがあそこ何なのと聞かれて親答えられないっていうのを聞きました。そのような状況でありますので、今後、村として、把握するように努めていただきたいと思います。これは住民の切なる思いだと思いますので、よろしく願いいたします。それとですね。トラブル発生ときには、施設の規模を問わず速やかに所有者の調査をするということですが、トラブルが発生しない時から、美浦村に点在する太陽光発電施設の所有者と現状調査をしていただきたい。

よろしく願いいたします。

では、最後の質問に移ります。

太陽光発電施設に関する住民の苦情を相談する窓口設置を開設する予定があるのかお聞きします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） はい、お答え申し上げます。

太陽光発電施設に関する苦情、相談窓口といたしましては、生活環境課が窓口となっておりますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 回答ありがとうございます。

今回もいろいろと太陽光発電に隣接する住宅の住民の方にいろいろお話を聞いたのです

が、太陽光発電施設に関する苦情等は生活環境課が窓口になっているということですので、実際に住民はどこに相談すればよいのかわからない状態ですので、できれば、みほ広報誌、ホームページに掲載していただきたい。

太陽光発電施設が隣接住民が、この問題に対してとても困っているというのが現状です。当事者本人の胸の内をわかるのは、当事者だけです。そのことを十分に理解してください。他人ごとではなく、問題に直面するかもしれません。皆さんが美浦村の住民みんなが、これから経験することだと思えます。50キロワット以下だから大丈夫だと思っている住民も多いと思います。また、雑草が生えなくてよかったなどと思っている方も多いと思います。今後、美浦村には太陽光発電施設がたくさん建設されると思いますが、住民のための環境づくりを重視するのか、太陽光発電施設のために、環境づくりを重視するのかをよく考えて、美浦村に住みたいと思われる景観と環境のよい美浦村の自然を壊さずに、太陽光発電施設の開発が行われることを切に願い、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、竹部澄雄君の一般質問を終了いたします。

次に、林 昌子君の一問一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

○11番（林 昌子君） それでは、私で最後の質問となりますのでしっかりと質問してまいりたいと思います。

通告に従いまして2点質問させていただきます。

まず1点目は、健康づくりについてです。

美浦村の活性化のためには、いくつになっても自分のことは自分でできる健康な体を維持し、元気で生きがいのある人生を送っていただくための施策を充実させることが重要であると痛感をしているところでございます。

厚生文教常任委員会では、昨年が静岡県藤枝市の健康マイレージを始めとした健康予防日本一ふじえだプロジェクトの取り組み、また本年も、神奈川県愛川町の町民総ぐるみ健康づくりの取り組みなど、健康長寿の先進地の視察をしてまいりました。美浦村でも先進地で学んだノウハウを取り入れた健康づくりを検討されていることと思えます。

そこで、まず初めに先進地の取り組みで、本村でも取り入れられると思われた取り組みがあるかどうかをお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） それでは林議員の質問にお答えをいたします。

先進地の視察研修については、人口が減少し高齢化の問題は避けられない中で、村ができることは何か、先進的な取り組みをされている自治体を視察し、参考になりそうな政策、取り組みの調査を行って事業展開していくことを目的に行っております。また、近年、社会情勢の動きは一段と早くなっており、人々の考え方も変化し、多様化し、複雑化してい

る中で、創意工夫を重ね、対応していかなければならない状況となってきました。このようなことを踏まえて、今回は神奈川県先進自治体の健康づくりについて視察させていただきました。健康診査やがん検診の事業の実施、体を動かしての健康づくり、いろいろな取り組みについて伺ってまいりましたが、本村においても同様の事業を実施していると思われまます。現状を紹介しますと、特定健康診査受診率では、平成27年度についてですが、視察地は37.2%、本村は42.0%でした。また、本村の平成28年度特定保健指導受診率においても、伸び率県内3位となっております。

現在、第2次健康づくり計画をもとに取り組んでいるところであり、変化する、身体状況や、社会環境に即して、社会とのかかわりを持ち続けることも、人生の健康の重要な要素と考え、今までの健康づくり対策を検証しながら、引き続き住民一人一人が健康づくりに取り組めるよう、この計画を推進してまいります。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） はい、ただいまの答弁で、先進地での取り組みと同様のことを美浦村でも既に行っているとのこと、その点は了解をいたしました。

その結果特定健康診査受診率も、本村のほうが高く、特定保健指導受診率の伸び率も県内3位と、担当課としての取り組みのご努力によって、素晴らしい成果が出ていることがうかがえました。特定健診受診率の向上は未病への取り組みとして評価に値すると敬意を表する次第でございます。

ではそれではなぜその先進地に視察に行ったのかというところを考えると、それ以外のところで、やっぱり、美浦村にない特化した素晴らしい取り組みをしているということで、先進地に行ったと私は思っております。ただいまの答弁では全体的なものについて答弁をいただきましたので、これ以降は、私自身が先進地から学び、美浦村でも取り入れられたらと思う観点について、具体的に質問をさせていただきます。

ポイント制度の導入で、健康に対する意識づけできないかという点についてお尋ねをいたします。

そこで資料の1をごらんください。

これは、昨年行きましたふじえだ健康マイレージの日々の健康記録ポイントをためて、地域協力店のサービスや無料券、割引券ができるという紹介チラシでございます。とてもカラフルでかわいらしくわかりやすい、またこのポイントでこういうことが買いますよとこの後の部分で本当は書いてありますけど、きょうはここまでにしておきます。

資料の2をごらんください。

これは、本年行きました愛川町の健康ポイントも同様な取り組み内容でございますが、ごらんのように、ポイント対象事業が運動面だけではないんですね。健診に参加された方、またいろんな文化講座とか、イベント等にも参加した方にも、ポイントを付与し、いろんな町のイベントに参加することも健康であるから行ける。また行くことで健康が得られる、

そういうところが、数字的には出てこないかもしれませんが、これも一つの健康であるがゆえのこのポイントとして、評価をしてつけてあげているという結果だと私は思っております。そういう意味では美浦村でも、いろんな文化祭や防災訓練、またいろんな、地域でのイベントとか、そういうところもこういうポイント制に値するものが美浦村でも考えられると私は思っております。

また、ポイント手帳の作成も、ありますが、これは示しておりませんが、いつも自分のポケットに入るぐらいのコンパクトに折り畳んだポイント手帳がありまして、自分で予定がちょっとあいたときに、ここ歩いてみようかなとか、何かそうやって、この日に、こういう記録がすぐできるというポイント手帳の作成もされておりましたので、とても私はこれはすばらしい取り組みだなということ、痛感して帰ってまいりました。いろんな角度から、健康に対する意識づけや、達成感、充実感を得られるように工夫されておりました。目で見えると意欲が出ます。藤枝市、愛川町では、継続して取り組んでもらえるために、お得感を感じる工夫がなされたのではないのでしょうか。

このように、楽しく健康づくりできる取り組みを検討できないものかどうか、再度お尋ねをさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） お答えをいたします。

健康づくりのための運動や健康診断の受診に対して、ポイント制を設けることで楽しんで健康づくりへの積極的な参加を誘導する仕組みでございます。たまったポイントをどのように活用するか、どのようにつなげていくかなど、さまざまな課題もあるかと思われまます。既に導入している自治体の事業内容、継続性、効果などの検証結果などを研究し、特色ある健康づくりを模索しつつ、既存の事業を拡充して実績につなげてまいりたいと思っております。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 既存の事業を拡充するというところで努力していくということですが、そういう意味では近々でのポイント制導入は厳しいのかなという見解かと思っております。現在は、経費削減で多くの事業をコンサルに頼らずに、極力自前で取り組みをされておりますので、このような新規事業は厳しいと言わざるを得ないことは重々承知の上で質問をさせていただきます。このポイント制度導入に関しては、時間の関係上、健康づくりの質問の最後に、総括として改めて村長のほうの見解をお伺いしたいと考えておりますので、村長後での答弁をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、ふれ愛プラザの活用についてお尋ねをさせていただきます。

現在、ふれ愛プラザの利用が充実してきておりますけれども、まだまだ多世代交流サロンの存在を知らない方も多いです。実は先日、私の地元の方々と多世代交流サロンも利用させていただきました。全員の方が異口同音に知らなかった、こういう部屋があることを

知らなかったと驚きました。また、さらに皆様からは明るくていい部屋だね、趣味でも利用できるのはいいね、いろいろなオセロがあったり、将棋があったり、麻雀パイがあったり、こういうこともできるんだっていうところで、とても喜んでいただけました。

そういう点では、健康づくりでも、多世代交流サロン利用は買い物がてら、気楽に来られる場所ですので、健康に関心を持つ新たな参加者が見込めると推察をされるところでございます。そこで、プラザでの健康づくりの活用について検討されているかどうか、現状をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） お答えをいたします。

ふれ愛プラザの活用についてですが、隣接阿見町の医療機関看護部によります健康相談、血圧・体脂肪・血管年齢測定などを行う街の保健室という事業について、これまでは村内スーパーにおいて実施しておりましたが、今年度はふれ愛プラザを会場に実施する予定でございます。このようなことを足がかりに参加者の意識を高め、健康維持増進のため定期的な事業となるようを進めていきたいと考えております。

また、健康推進月間などに健康づくりに関するパンフレット等を設置し、興味を促すことも有効であると思っております。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） ただいまは、街の保健室がプラザで実施予定ということ伺いました。初耳ですね。でも、そういう意味では多くの方に来ていただきたいと思っておりますので、私自身もPR活動の一つ頑張っていっていきたく思います。

ただいまの答弁では、単発事業の単年度での定着化を進める構想かと拝しました。今後は関心があっても一方踏み出せないでいる方、自分に合ったやり方を模索している方々に焦点を当てた取り組みを検討していただけたらとの思いで再度質問をさせていただきます。

そんな方々が気軽に参加できる場所として、例えば、公民館講座のダンスや太極拳等、体を動かす講座の講師の方々にご協力いただいて、できれば多世代交流サロンで1週間に一度程度の定期的な企画検討ができないかどうかということをお尋ねさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） お答えをいたします。

健康維持や食生活改善などの保健活動、軽い運動や体操などの運動活動、村事業はじめ任意団体等への声かけを積極的に行っているところでございまして、定期的な利用につながればと思っておるところであります。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 今の答弁で、講師の先生方にも、今現在打診をしているところだという答弁だったかと思っております。前向きに取り組まれているということがうかがえ、とてもうれしく思います。講師の方々のお返事がいただけますようご尽力をお願いしたい

と思います。そして、ぜひ来年度からの実施がなされることをご期待を申し上げ、次の質問に移ります。

健康散策コースの作成についてです。

資料2をごらんください。

愛川町の全体の散策コースが出ておりますけれども、自然の景観や車ではじっくり見られない歴史的資産を眺めながら楽しんで歩けるコースは、美浦村でも可能ではないでしょうか。

資料の次のページをごらんください。

これは1例なのですけれども、1時間で何歩歩き、消費カロリーも明記していますので、その後の食事でもカロリーを意識して食事するようになります。

本村の健康散策コースの作成についての見解をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） お答えをいたします。

村には健康づくりのため子どもから高齢者、障害のある方も安心して歩ける、ウォーキングコースとして、いばらきヘルスロードがあります。ホームページでも紹介しておりますけれども本村でも二つのコースが県の指定を受けております。光と風の丘公園コースと木原城址城山公園コースでございます。

その中にはウォーキングの効果や消費カロリー等も掲載されておまして、健康づくりのための一つの手段として、安心して歩ける美浦村ヘルスロードを身近な資源として、PRし有効活用していきたいと考えます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 実は私自身ですね、犬の散歩や数人の友人で歩かれている様子を拝見しております。とてもいいコースですけれども、村内でもまだまだ知られておりません。ただいま、ホームページに、周知してあるということなのですが、なかなかホームページをクリックしても1面に出ておりませんので、どこを開くとそのコースが出てくるのかというのがとても見づらいのですね。ですので、より皆様の目につきやすいような周知方法をまたご検討いただけないものかと思います。そういう意味でも、まだまだPRが必要ではないでしょうか。

具体的にどのようなPRを考えられているのかをお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） お答えをいたします。

現在はホームページの掲載と保健センター、ふれ愛プラザ、公民館等公共施設にチラシを設置してございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 今後はですね、いろんな健康面において、美浦村も力を入れて

いるというPRとしましては、いろんな今公民館やプラザに周知チラシを置いているということでございますが、いろんな例えば病院だとか、コンビニだとかいろんな方が目につく美浦の広報紙もコンビニにも置いていただいているわけですが、そういうところにも置くとか、皆さんのより目につくところにPRチラシが置かれること期待申し上げます。また、その利用したくなるようなPRね、お願いしたいと思います。

自然豊かな本村ですので、ただいまの木原とかそういうところのコースでは、1.6キロとか1キロとか短時間でできるようなコースでございますので、1週30分コースとか1時間コースと歩道が整備されている美浦村の村道のコースも、ぜひ前向きに検討されますことをご期待申し上げます。ぜひご検討いただきたいと思います。

続きまして、健康度見える化コーナー事業の導入について質問をいたします。

愛川町の未病センター愛川の施設内に設置されておりました健康見える化コーナーについて実際に体験をさせていただきました。そこには五つの計測計がありました。

一つは血圧計、これはどなたでもご存じかと思いますが、高血圧の予防として置かれておりました。

次は血管年齢計、これは血管の柔軟性の健康度なのですけれども、動脈硬化予防のために置いてあるということでした。

次は、骨の健康度測定計、骨の健康をどう見るのですけれども、骨粗鬆症予防のために設置しております。

これが新しくなかなか見ないのですけども脳年齢計というのがありまして、脳の機能見るところなのですが、認知症予防や脳の体操を行い、数字の1、2、3の順番にこう指でさしていくのですけどとてもゲーム感覚でおもしろい計測計でございました。

これがすばらしい機械なのですが、体の組織というか、体組成計というのか。組の成立する計測の計です、体組成計、筋肉や脂肪のバランスや新陳代謝などを図るのですけれども、運動習慣の獲得と食生活の改善の目安となるように、このような機会を置いて定期的に楽しく参加して、自分のきょうの健康度がわかるすばらしいコーナーでした。

そこで本村も、近隣と提携をして、このような取り組みができないかということをお尋ねをさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） お答えをいたします。

神奈川県で実施された健康度見える化コーナー事業については、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用して、県央地域7市町村で導入され、共通の5種類の機器、体組成計、脳年齢計、血圧計、血管年齢計、骨波形測定器を備え、7市町村共通で、どこの保健センターでも測定できるというものでございました。交付金については既に終了をしているかと思われま。

単独で同じような機器を備えるには大変高額な費用が必要となりますので、これからも

国、県の動向を注視し、情報収集に努め、財政負担を含め、多方面から検討してまいりたいと思います。

住民の方々が現在の自分の健康度を知るにはよいきっかけづくりになるかと思いますが、まず、定期的な健康診断相談事業を受けるなど、確実な健康状態を知ってもらう意識づけが大切であると考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 神奈川県は、県をあげて取り組んでいるのですよね。この健康に対して、その後の経費も実は、この経費かかりますので、どのようにされているのかということ、ちょっと問い合わせをさせていただきました。そうしましたら、地方創生加速化交付金とか未病関連事業交付金等を手厚く補助してくれているそうなのですね。ぜひ茨城県でも、自治体が努力していることに補助していただきたいと願うわけでございます。担当課としても県に強く要望していただきたいとお願いをいたしまして、最後に村長に質問をさせていただきます。

この健康のポイント制同僚議員からも、導入の一般質問が何度かされておりました。4年前の平成25年には、介護支援ボランティアポイント制度について2回質問しております。また本年の第2回にも、介護サポーター事業の見直しで、介護給付費の削減につなげたいとの趣旨の質問がなされておりました。この質問には私も全く同意見です。進展が、この4年間で見られていないというところにとっても危惧をしております。

目に見える成果として判断しにくい点が大きな要因であると推測はしておりますけれども、しかしながら何をもって成果とするか、ポイント制度導入によって、1人でも利用者がふえて、その方が健康で過ごされたなら、成果に値すると私は考えております。健康に意識の高い方は、ポイント制がなくても活動して努力をされています。最近は日常的にも歩かれています方を見かけるようになりまして、健康への意識が高まっているということを感じております。それを指導している健康増進課の皆様の心あるご指導の賜物と敬意を表する次第でございます。

これからはそうでない人をどれだけ巻き込むかという取り組みが必要と考えます。そのときに、見える形でやりがいとお得感あるポイント制度は、とても有効であります。ポイント制導入は、さらなる健康のために努力する方の人口増加に必要な取り組みの一つであると考えます。

また、健康散策コース策定も担当課だけではとても難しいと思います。住民の方が病院に通うことなく、健康で充実した生活ができるように、数年前から提言されているわけですから、そろそろ村長、肝いりで本腰を入れて取り組める体制を整えていただきたい。

村長、ポイント制度導入や散策コースの策定期間は、特化して大変であることは十分認識されていると思いますし、庁内の人員配置には最良のバランスをと配慮されて決められ

ていることとお察しいたします。

そこで提案をさせていただくわけですが、皆様ご存じのとおり、稲敷市では、平成27年から公募で、稲敷市地域おこし協力隊を発足しております。現在、20歳から40歳の県外からの移住者7名が地域活性化の活動をしています。PRも日々ホームページやツイッター、いろんなことをリニューアルしながら、すごく明るく、稲敷の魅力をPRしていて、私はとってもうらやましいなと思っております。美浦村内の方で協力していただけるのが1番ですが、もし、美浦で公募して、人数が足りない場合は、阿見町や稲敷市近郊からでも全然大丈夫です。そういうボランティアを公募してもいいのではないのでしょうか。

ポイント制度導入と健康散策コース事業について、どのような取り組みがよいと考えか、村長の見解をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、林議員のですね健康づくりについてということで、5項目ですね、いろいろと提案をしていただきました。

これについては人生の中で1番なにかっていうと、やっぱり健康が1番だと思いますね。病気になったり、ね、いろいろな介護を受けるっていうのは、受けるほうもつらいですけども、介護する方々も大変ということでございます。

今、林議員のほうからですね先進地に藤枝市、それから愛川町を見ていろんなね、健診率言いましたら美浦村が42%で、5%ぐらい美浦村の検診率がいいということでそれは、健康増進課が一生懸命PRをしながら、受診率を上げているのだろうというふうに思います。

またポイント制これはね、その自治体の環境もあるかと思えます。でもやっとな今度ね、ポイントで付加しても、美浦村の中には地域交流館ふれ愛プラザの中に直売所、村もこれは委託して、JAさんをお願いはしておりますけども、こういうものをポイントとしているところにも還元、または効果できるものは、幾らかね、民間の事業者にだけ頼るということではなく、村の中でも考えられるところが少しは、でてきたのかなというふうに思います。ぜひその辺のポイント的にうまく利用されるその辺も含めてこのポイントを健康のポイントも含めてなんですけども、先ほどのマイナンバーの取得率も、美浦村10%ってないという先ほど同僚議員の質問がありましたけども、そこらも含めて関連することはたくさんあるのかなというふうに思います。その辺も含めて、健康だけではなく、そういうね、マイナンバーの交付も含めて、ポイントにしたりというようなことは、村の事業の中では、関連する部分になるのかなというふうに思いますので、その辺も含めて村の中で行政の中で検討をしていきたいなというふうに思います。

それと、ふれ愛プラザの中で健康づくりということで、多世代交流、そういう施設がございまして、まずは、その指導的部分ですね、やっていただけるような部分を、指導

的にできる人たちを探して、やっていただけるようなところは、模索したいな。

実は、直売場の運営に関しては、まちづくり美浦という、商工会青年部の卒業されたような方が、村の中核に今いて、まちづくりを一生懸命考えて村のためにやろうという意気込みを持って7名の方が参加をされております。ぜひ、そういう考え方と同じように、健康づくりでも先頭に立って、まちづくりではなく、健康づくり美浦として参加をされる、何人かの方が指導的にやってくれるような部分が、出てきたのは、それすばらしい村の中の健康づくりになっていくのではないのかなというふうに思います。

それと散策コースなのですけども、これについては、先進地では、すばらしいその30分コースとか1時間コースと違ってあるかと思えます。それぞれ、人それぞれに体力が変わるので、私は30分、私は40分、私は1時間と、そういうふうなコース的な部分があるかと思えます。

美浦村は、よその市町村と違って霞ヶ浦が北東部にありますので、その堤防の上を私もときたま歩くのですけども、寒いとき危ないから歩かないようにしておるのですけども、そういうところを通して歩くと、大体私の家から大須賀津の農村公園のところまで来て帰ると1時間20分ぐらいかかります。途中でちょうど県の企業局の揚水場のところあたりで帰ると約50分ぐらいで帰れるかな。そのぐらいで、いろんな距離は図れるのですけども、それは自分の体力に応じた、コースを自分の中でつくればいいのかなど。

議員がおっしゃるように、散策コースという、そういうものを認定しながら、つくれるものがあれば1番いいのですけども、実はこういう健康づくりに関しては今度の土曜日ですね、16日に文化財センターを起点に大山東部までですね、12キロのコースが設定されて毎年1回、歩く会をやっておりますけれども、ぜひ、途中で帰れば8キロにもなったり、10キロにもなったり、コースは自分で選定はできるかと思えますけども、それが、常設のコースとしてどのように一般の住民に認識してもらえるか。そういうことに参加をして、ポイントというふうなことも考えられないことはないのかなというふうに思います。

ぜひ、そういうことも踏まえて、健康度見える化というふうな部分もね、ありますので、隣の市のね地域おこし協力隊というふうな、提案をいただきましたので、ぜひ議員のね、林議員の健康づくりに対する意識が高いというふうに思いますので、議員の関係の健康を増進する、そういう組織ができることは、期待したいなというふうに思います。

村のほうでも、考えて健康増進課と改めて考えながら、そういう制度を立ち上げられることは望ましいことなので、ぜひ、先進地も視察した林議員のいろんな意見を寄せていただきながら、いいものを美浦村の中で立ち上げられることを私も期待しておりますので、ぜひご協力のほどお願いを申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 村長とても、全てまとめてコンパクトに、全てをリンクさせたポイント制も健康もコースもまとめて導入前向きな答弁をいただけたかと思えます。

私自身も協力をしたいと思います。

でも、やはり、担当課の専門分野の方のご意見もとても大切ですので、その方にご指導賜りながら、いろいろとみんなで手づくりで協働のむらづくりですから、いろんな方に協力いただいて、また、結構自分の家の近所というのはよくご存じじゃないですか。その方々が知っていて、遠くの方は知らない、いろんな歴史的資産も美浦の中にたくさんあります。やっぱり、私も、ふだん車ですのね、なかなかゆっくり景色眺められません。でもやっぱり散策することで、こんなところにこういうものもあったのかって、とても発見することはとてもうれしい気持ちになります。そういう意味では、うれしい思い抱えながら、健康にまたつながるっていう、こういう散策コースというのは、あってもいいかなと私は思います。

それは、価値感は一それぞれですから強制はできませんけれども、今既存のコースもとても利用されて助かってる方もいると思います。でもそこまで行けない方が自分の近所とか、また友達の家でとか、そういうところでも、そういう散策コースがあると今回のウォーキングのこともありますけれども、そういうところもどんどんPRしながら、いろんな角度から、とても大事に考えないで気軽に、ちょっとした、ここはこの間1時間で歩いたよ、この間30分で歩いたよっていう情報を入手しながらできるといいのかなと思いますので、ぜひこれは私が村に期待をしていることですので、ぜひともに、期待をしながら実現を来年度の実現を目指していけたらと思いますので、村長肝いりの決定をぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

私は病気にならないこと、先日、すぐ先日です。美浦中央病院で96歳の今まで1回も病院に行ったことがない。今回ちょっと脳梗塞で倒れた方がいました。でもすばらしいですね、一切病気もしたことない、薬も飲んだことない、脳梗塞で初めて病院に行きましたという方がいました。

私はこういう方をふやしたいなと思いました。そういう意味で、病気にならない未病への取り組みを強化して、健康を喜んで長生きしていただける働きかけ。それと並行して、美浦村のよさを感じて美浦に住み続けていただけるための住民サービスに組み込み、村長の力量を発揮されることをご期待を申し上げて、健康づくりの質問を終わらせていただきます。

続きまして、防災災害対策について質問させていただきます。

住民の大切な命を守るためには、小さいころから意識啓発と整備が必要でございます。

そこで資料をごらんください。

那賀消防署の子供に広がる防災力という、これはパンフレットの1ページなのですが、これも、これは和歌山県的那賀消防署で、市内22校小学校がございます。その22校全校の中の小学校6年生全員に防災博士認定講座を夏休みに開催をしております。平成20年からは、講座参加者の代表22名による子供防災博士意見発表会を開催しております。さらには、平

成22年8月に子供防災博士応急手当講座をスタートさせるなど、充実した防災教育を実施しておりますので、子供たちの防災意識は年々水かさが増して高まっているとのことでした。いつ来てもおかしくない災害や、日ごろの災害に備えて、小学生のころから防災力を身につけることはとても大切であると考えます。

そこで、本村においても、いなほ消防署のご協力をいただき、小学生の防災博士認定講座導入を検討できないかということをお尋ねをさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの林議員のご質問にご答弁申し上げます。

林議員ご質問の防災博士認定講座につきましては、防災啓発事業の一環として、新潟県や和歌山県の消防本部にて、夏休み期間に消防の仕事や、火災予防に興味関心のある小学生を対象に開催された講座でございます。講座の内容といたしましては、火事・救急・地震についての講座、地震体験、煙体験、消火体験、119番通報訓練などを実施し、最後にテストを行い、参加した小学生に防災博士認定証を発行をしております。

美浦村を直轄しております稲敷広域消防本部では、各市町村の小中学校で行っている防災事業の講師や防災訓練等での実演など、要望、要請等の依頼につきましては積極的に取り組んでいるところでございます。

本村の小学生を対象とした防災、災害等への意識向上及び啓発等につきましては、安中小学校にて5月26日に、消防団指導員を社会科学習のゲストティーチャーとして派遣、7月23日には、木原小学校で開催いたしました美浦村防災訓練で、校舎及び教室を使用し、木原小学校の生徒といなほ消防署員と合同にて避難訓練及び救急活動の実演をいたしました。また、昨年度より災害協定を締結いたしました大紙器式より、段ボールを提供していただき、防災訓練参加者と生徒と合同で簡易ベッドの作成体験を実施をしております。

また安中小学校にて5月22日に開催された、ソーラークッカーの出前事業及び木原小学校において、10月30日に開催された防災事業につきましては、村議会議員個人のご尽力により、実施をされたものです。改めて感謝を申し上げる次第です。

村といたしましても、教育委員会と連携を図り、防災意識の学習向上を目的とした、各小中学校の防災教室等にいなほ消防署及び美浦村消防団と協力し、啓発等に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 現状での防災に対する取り組みをご説明いただきまして、また今後は、教育委員会と連携して啓発等に努めるとの答弁でしたけれども、先ほど資料で示しました全小学校の6年生を対象に、参加者に認定証を発行する講座の計画が可能かどうか、糸賀教育長にお尋ねをさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） 林議員のご質問にお答えいたします。

夏休みを活用して、全小学校の6年生を対象に、参加者に認定書など発行する講座の計画が可能かとお尋ねをいただいたところであります。東日本大震災を経験いたしました私たちは、災害の恐ろしさ、そして防災教育の大切さを身をもって知ることとなりました。東日本大震災では、残念ながら津波で多くの方が亡くなりました。県内でも津波により、亡くなった方がいらっしゃいますが、東北地方の沿岸部では、より甚大な被害となってしまいました。そのような中、岩手県釜石市の子供たちの多くが津波の被害を免れました。釜石の奇跡と呼ばれているものであります。このことについては、大きく報道もされまして、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、この奇跡とも言われる行動を可能にしたのは、「津波てんでんこ」の教えと防災教育によるものであると考えます。

「てんでんこ」とは、各自を意味する言葉でありまして、海岸で大きな揺れを感じたときには、津波が来るから肉親にも構わず、各自てんでんばらばらに一刻も早く高台に逃げて自分の命を守れという意味であります。

この教訓に基づきまして、津波からの避難訓練を重ねてまいりました釜石内の小中学校では、全児童生徒、計約3,000人が教職員の指示のもと、即座に避難し、多くの命が救われたのであります。地震の発生後、校長の判断により、学校にいた児童生徒が点呼を行うことや校庭には整列することなく、即座に避難場である高台に避難したのであります。

このときには、避難した高台のがけが崩れそうになっていた状況を見て、中学生みずからが今、避難している高台からもっと高い高台への移動を提案し、中学生たちは小学生の手を引きながら、さらに上の高台へ避難したとのことであります。最初に避難した高台はすぐ後に津波により水没したということから、もしそこにとどまっていたら多くの被害が出ていたかもしれません。「津波てんでんこ」の教訓と防災意識の高い子供たちの冷静な状況判断が結果として、津波が到達しない高台へと避難することを誘導し、多くの命が間一髪で救われました。

この事例が示しますように、災害から身を守るため防災意識を高め、防災教育を実施してまいりますことは、子供たちにとりまして大変重要なものであると考えております。

村では、毎年夏の時期に、村内の小中学校を会場に、順番に防災訓練を実施しております。参加は、村内全域から可能であります。小学生の参加状況を見ますと、その開催している小学校の学区の児童が参加し、ほかの学区の児童があまり参加していないようにも見受けられます。

このため今後は、防災訓練を実施するに当たりましては、村内の各小学校の小学生に学校間わず参加を呼びかけますとともに、防災訓練のメニューに議員ご指摘のように、例えば、いなほ消防署による防災講座を開校いただき、この講座の修了者には修了書を贈呈することなどを検討いたしまして、より一層子供たちの防災意識が向上するように努めてまいります。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 防災講座の開設と修了証発行の件と、さらには学区の子供たちが参加する働きかけをして、防災意識の向上に努めるとの前向きな答弁をいただきました。現在の学校区内の参加でも、子供たちの防災訓練の参加率は厳しいです。近隣の訓練と比較しても、素晴らしい内容で実施しているのが美浦村の防災訓練であると思います。行きたくなるようなPRをさらにお願ひしたいと思ひます。

最近のニュースでも、火災で2回から降りられない家族をベランダから助け出したのが高校生でした。この高校生も小さいときからレスキューに関心があり、AED等の使い方や応急手当ての講習を受けていたという話をしておりまして、安全な救助ができたのはその結果だということでした。本村の子どもたちにも、災害時に命を守る方法を備えてあげたいものでございます。今後もご尽力をよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、音声による119番通報が困難な方が、携帯電話やスマートフォンのインターネット接続機能を利用して災害時の発生を通報することができるサービス、NET 119緊急通報システム、Web 119の導入について質問をさせていただきます。

資料4をごらんください。

これは神栖市ホームページ、NET 119のホームページでございます。過日、神栖市に行きまして、このホームページを利用させていただくことに了解を得て今回提示をさせていただきます。

現在、美浦村では、高齢者のひとり住まいの方に、ネット回線による緊急通報システムを導入しております。今回提示するシステムは、年齢は関係なく、聴覚や言語に障害のある方のための緊急通報システムです。

次のページをお願ひいたします。

サービス対象者ですけれども、特別障害者手帳が必要ではなく、聞こえにくい、話すことが難しい等の自己申告ですので、申し込みしやすいシステムであります。

次のページお願ひします。

GPS機能付きの自分のスマホを利用しますけれども、ボタンを押すだけで話さなくても位置が即わかるので救急車等の到着が早いわけです。昨年2月に導入した神栖市の担当者の方に伺ってきましたら、説明会を行ったそうです。そしたらその説明会に参加した約20名の方が全員その場で申し込みをされたそうです。これは素晴らしい数字です。説明を聞いて、システムの必要性を痛感されたからと推察いたします。しかしながら、神栖市の方がもし美浦村で緊急を要するとき、システム導入していないと利用できない不都合が生じます。逆に、美浦村の住民が神栖市で緊急を要するとき、利用したくてもシステムに登録してない美浦村の住民は利用できません。助かるべき大切な命を守るために、ぜひ、稲敷広域消防本部に導入の働きかけを美浦村から発信できないかお尋ねをさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 林議員の質問にご答弁申し上げます。

既に茨城県内の消防機関で導入されております緊急通報システム、NET119につきましては、ただいま林議員が質問の中でおっしゃっていたとおり、聴覚障害や言語障害機能等に障害のある方で、音声による緊急通報が困難な状況において、携帯電話やスマートフォンのインターネット機能利用し、簡単な操作にて通報者の位置情報を送信し、救急車の要請や火災・災害等の発生を素早く消防機関に通報できるシステムでございます。

NET119の導入につきましては、稲敷広域消防本部を構成する市町村の要望・同意、システム端末の設置及び購入、サービスを提供する業者の選定、システム利用者の登録・個人情報の提供の同意などが必要となっております。

現在、稲敷広域消防本部通信指令課と連携を図り、NET119の導入に向け、第1回の調整会議を来年1月下旬に開催する運びとなっており、システムの早期導入及びサービス開始に向け、努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 来年1月に調整会議を開催するとの超スピードの対応に敬意を表する次第でございます。稲敷地方広域市町村圏事務組合の副管理者であります中島村長の力強い後押しがあったのではないかと感謝を申し上げる次第でございます。

そこで村長にお尋ねをいたします。

調べてみましたら、稲敷広域以外の茨城県内ほとんどNET119が導入されておりました。県内どこで緊急事態になっても敏速な指令が出されることはとても重要です。このシステムに対する認識と今後取り組むに当たっての思いをお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） このNET119についてはですね、7市町村でやっております、今ね、ちょっと、オフレコのような話が私のほうに飛んできましたけども、議員みずから、稲敷広域市町村圏事務組合の議員として村からは2人の議員が行っております。稲敷広域の中身までもう、議員はご存じだと思います。

広域消防、多分、茨城県の中で26ぐらい施設ありますけども、稲敷広域は多分2番目に大きいぐらいの組織、そういうこともあって、阿見町が昨年、広域の中に入られてきましたので、組織的には約30万弱の圏域住民を抱えておりますので、議員おっしゃるような、いろんな障害を持った方の緊急通報は、これはぜひ必要であるというふうに思います。これはもう、7市町村がそろって出していただかなければ、なかなかできないということで、7市町村の温度差というのは、多分これはないと思います。ぜひ、各市町村から出て、要望があれば、広域としては、即実施をするというふうに思います。

もし今、部長のほうから答弁ありましたけども、1月に会議をして来年の多分4月ぐら

いから実施しないと、たぶん今度は議員として広域の中で質問をしていただければいいかなというふうに思いますので、ぜひそれは活用させていくように、私の方も要望を上に乗上げていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） いろんな環境での住民全ての状況を想定した防災災害対策に取り組まれますことをご期待を申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了いたします。

以上で、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後3時41分 散会

平成29年第4回
美浦村議会定例会会議録 第3号

平成29年12月15日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

議案第2号 村道路線の廃止について

議案第3号 稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更について

議案第4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第7号 美浦村光と風の丘公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 美浦村農業委員会の委員及び美浦村農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

議案第9号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 平成29年度美浦村一般会計補正予算(第4号)

議案第11号 平成29年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第12号 平成29年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第13号 平成29年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第2号)

議員派遣の件

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 松村 広志 君 | 2番 | 竹部 澄雄 君 |
| 3番 | 葉梨 公一 君 | 4番 | 小泉 嘉忠 君 |
| 5番 | 塚本 光司 君 | 6番 | 岡沢 清 君 |
| 7番 | 飯田 洋司 君 | 8番 | 山崎 幸子 君 |
| 9番 | 椎名 利夫 君 | 10番 | 下村 宏 君 |
| 11番 | 林 昌子 君 | 12番 | 小泉 輝忠 君 |
| 13番 | 石川 修 君 | 14番 | 沼崎 光芳 君 |

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

| | | | |
|---|---|----|------|
| 村 | 長 | 中島 | 栄君 |
| 教 | 育 | 糸賀 | 正美君 |
| 総 | 務 | 岡田 | 守君 |
| 保 | 健 | 秦野 | 一男君 |
| 経 | 済 | 北出 | 攻君 |
| 教 | 育 | 中澤 | 眞一君 |
| 総 | 務 | 吉田 | 正己君 |
| 企 | 画 | 平野 | 芳弘君 |
| 税 | 務 | 埜口 | 哲雄君 |
| 福 | 祉 | 吉原 | 克彦君 |
| 健 | 康 | 糸賀 | 育代君 |
| 国 | 保 | 鈴木 | 章君 |
| 都 | 市 | 吉田 | 公一君 |
| 経 | 済 | 木鉛 | 昌夫君 |
| 生 | 活 | 高橋 | 利夫君 |
| 上 | 下 | 山口 | 栄美君 |
| 学 | 校 | 菅野 | 眞照君 |
| 子 | 育 | 藤田 | 良枝君 |
| 生 | 涯 | 木村 | 光之君 |
| 幼 | 稚 | 鈴木 | 美智子君 |
| 大 | 谷 | 小崎 | 佐智子君 |
| 木 | 原 | 沼崎 | 公江君 |

1. 本会議に職務のため出席した者

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 青 | 野 | 克 | 美 |
| 書 | | | | | 記 | 木 | 村 | 弘 | 子 |
| 書 | | | | | 記 | 糸 | 賀 | 一 | 志 |

午前10時00分 開議

○議長（沼崎光芳君） 皆さんおはようございます。

第4回定例会へのご参集大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は14名です。

これより、平成29年第4回美浦村議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（沼崎光芳君） 直ちに議事に入ります。

日程第1 議案第2号 村道路線の廃止についてを議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第2 議案第3号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第3 議案第4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第4 議案第5号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第5 議案第6号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第6 議案第7号 美浦村光と風の丘公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第7 議案第8号 美浦村農業委員会の委員及び美浦村農地

利用最適化推進委員の定数を定める条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 議案上程に至る経過について質問します。

議会全員協議会の場での報告の内容では、まず、農業委員会で、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数について議論していただいて、その結果、農業委員の定数は11とすべしとの結論が出された。その結論をもって、議案では、農業委員の定数は11となった。私は、そのように認識しています。

その経過から確認したいのですが、農業委員の定数を11とする議案は、農業委員会の結論、あるいは判断に追従するものなのか、あるいはそうではなくて、村執行部として農業委員会の結論は妥当と判断した上で、さらに検討した上で、11とするのが最適との判断であるのか、またあるいは農業委員会の結論にはとらわれず、村独自に11とするのが最適と判断したのか。

その点お尋ねします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） ただいまですね、岡沢議員のご質問にお答え申し上げます。

農業委員の定数につきましては、これまでですね、全協、また委員会等でご説明をですね、皆様に申し上げてきましたが、農業委員会で協議を重ねていただきまして、その中で11名と決定をさせていただいたということをご説明したかと思えます。

村といたしましては、農業委員会の決定を含めましてですね、内部で協議した結果、妥当であると判断しまして、今定例会にですね、議案として提出をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） よろしいですか。

そのほか質疑ございますか。

林 昌子君。

○11番（林 昌子君） ただいま部長が述べられたように、全員協議会でもるるご説明をいただいたわけではございますけれども、改めて質問をさせていただきます。

本来ですね、農業改革の一環として提出されている案件でございました。国の指導としては半数が望ましいということで、提示をされているわけですがけれども、農業委員会の決定では11名ということで、半数以上の人数で妥当ということに決した理由と、対外的に見ましても今回は、今までは、農業委員会は農業委員で構成して14名定数でやってきましたが、今回改選されますと、農業委員プラス推進委員が付加されました。そうすると、役

割分担の一覧表も提示いただきましたが、トータルすると11名と推進委員10名を合わせると21名になります。そうすると、今までの14名よりも大分多い人数でいろんな協議ができるというような委員会運営になろうかと思えます。そういう意味で、この国の指導に対して、この11名が妥当、また、推進委員10名を加えた大人数になるということ。このことに、委員会として妥当な人数と決したその理由を改めて教えていただきたいと思えます。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） ただいまのですね、林議員のご質問にですね、お答えを申し上げたいと思えます。

いろいろとですね、先ほど申し上げましたが、説明をこれまでも皆様にさせていただいたところがございます。その中でですね、やはり、農業委員会の中で協議していただくのに、来年7月にですね、新体制となるわけでございますが、そこの移行するのにですね、スムーズに移行するには、どのような人数にするのが妥当なのかというようなことが話し合われております。その中でですね、国の指導でございますが、委員の過半数は、認定農業者というようなことであります。

また、農業に携わっていない中立の方、この方は1名を入れなさいというなことで、認定農業者につきましては、美浦村として3地区に分かれておりますので、2名ずつで6名と、それから、中立の方が1名と、それから、推薦の方ですね、こちらにつきましては、今まで通りですね、各団体とかに限るわけではございませんけれども、個人推薦とか、そのようなことで4名というようなことで11名が妥当でないかということで、農業委員会のほうでは結論を出してわけでございます。

先ほども申し上げたわけでございますけれども、それを農業委員会の決定を受けまして、内部でもかなりですね、検討させていただいたと。その結果、11名ということで今回ですね、議案を提出させていただいたということでございますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） そのほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） 修正の動議を提出いたします。

○議長（沼崎光芳君） ここで会議の途中でありますので、暫時休憩といたします。

午前10時13分 休憩

午前10時24分 開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案に対して、石川 修君ほか1人から、お手元に配付しました修正の動議が提出されました。

これを、本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

石川 修君。

○13番（石川 修君） 議案第8号 美浦村農業委員会の委員及び美浦村農地利用最適化推進委員の定数を定める条例に対する修正案。

本定例会に議案第8号で提出された、美浦村農業委員会の委員及び美浦村農地利用最適化推進委員の定数を定める条例に対する修正案について、提案理由をご説明申し上げます。

この修正案は、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の任命について、議会の同意を得て村長が任命することとなりましたことに加え、農業委員とは別に各地域において、農地利用の最適化を推進する「農地利用最適化推進委員」が新設されましたことに伴い、各委員の定数を定めるため提案された「美浦村農業委員会の委員及び美浦村農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」のうち、農業委員の定数を11人としているものを9人に修正するためのものがございます。

農業委員の定数につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第2項及び同法施行令第5条の規定により、農業委員会の区域内で、10アール以上耕作している世帯数が1,100以下、農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会の委員定数の上限は14人と規定されており、この規定により、美浦村農業委員会の委員定数は14人以下となります。

一方、農業委員の定数を定める際には、総会を機動的に開催できるよう「現行の半分程度とする」との指針が国から示されております。

先ほど申し上げましたように、美浦村における農業委員の定数の上限は14人となりますが、現在の美浦村の農業委員数は14人であることから、「現行の半分程度とする」との国の指針に沿って算出しますと「7名程度」となります。

また、近隣の町の農業委員の定数を見ますと、農地面積が美浦村の約1.7倍の阿見町は10人、約2.3倍の河内町も10人、ほぼ同じ農地面積である利根町は8人となっております。

さて、今回提出された条例案では、第2条で農業委員の定数を11人としておりますが、これまで申し上げましたような国の指針や、近隣の町の農業委員の定数を考慮した場合、本村の根幹的産業の一つである農業において、計画的かつ効率的な農地利用等に対し、農業委員が主導的な立場であることを考慮したうえでも、本村における農業委員の定数は、9名が妥当であるとする意見が多くを占めていますことから、今回提出された「美浦村農業委員会の委員及び美浦村農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」の2条で、農業委員の定数を11人とするとしているものを、9人と修正するものがございます。

以上、「美浦村農業委員会の委員及び美浦村農地最適化推進委員の定数を定める条例に対する修正案」の提案理由をご説明申し上げます。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 修正案に対する質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対しましては、修正案が提出されておりますので、討論の順番は、原案賛成者、原案及び修正案反対者、原案賛成者、修正案賛成者の順に行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

小泉輝忠君。

○12番（小泉輝忠君） 議案第8号 美浦村農業委員会の委員及び美浦村農地利用最適化推進委員の定数を定める条例。農業委員の定数について、第2条農業委員は11人とするに、これから起こりうる諸問題、集約化、減反廃止後の主食米の過剰作付の解消。国からの全国需給見通しやマンスリーレポートに情報提供、食糧自給率、食糧自給力の向上のための戦略的作物の生産に対する助成、県協議会、水田でどのような作物をどれだけ推進するかを決定するフル活用ビジョンなど、地域協議会、市町村、生産出荷団体、担い手農業者など、農業者は、諸組織から提供されたビジョンを踏まえ、みずからの経営戦略に基づき、翌年の各作物の営農計画書の作成など、周知、意見交換、調整、これまで以上に活発化、基本的に開催し、米価水準の維持や農業所得の向上が求められるとき、提案から日数的に近かったこと、委員会に説明した等を考慮すれば、平成30年7月29日からのスタートは、原案が妥当ではないかと考え賛成するものです。

どうぞよろしくお願います。

○議長（沼崎光芳君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） それでは次に、修正案に賛成者の発言を許します。

椎名利夫君。

○9番（椎名利夫君） 先ほど修正案に示されたとおり、国からの指針や村を取り巻く環境、財政状況を考えた場合、修正案が妥当だと思われまますので、修正案に賛成いたします。

○議長（沼崎光芳君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

これより、議案第8号 美浦村農業委員会の委員及び美浦村農地利用最適化推進委員の定数を定める条例に対する石川 修君ほか1人から提出された修正案について、挙手により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（沼崎光芳君） 挙手多数。

よって、修正案は、可決することに決定をいたしました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第8 議案第9号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第9 議案第10号 平成29年度美浦村一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-
- 議長（沼崎光芳君） 日程第10 議案第11号 平成29年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-
- 議長（沼崎光芳君） 日程第11 議案第12号 平成29年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第12 議案第13号 平成29年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第13 議員派遣の件を議題といたします。

本案については、タブレットに配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、タブレットに配付のとおり派遣することにしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、タブレットに配付のとおり派遣することに決定をいたしまし

た。

なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 日程第14 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、平成29年第4回美浦村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時42分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 沼崎光芳

署名議員 飯田洋司

署名議員 山崎幸子

署名議員 椎名利夫